

令和2年7月17日
政策統括官付参事官付世帯統計室
室長 細井 俊明
室長補佐 橋本 千春
小池 康浩
専門官 中内 健治

(担当・内線)
世帯担当 国民生活基礎統計第一係(7587)
所得・貯蓄担当 国民生活基礎統計第二係(7588)
健康・介護担当 国民生活基礎統計第三係(7591)
(代表電話) 03(5253)1111
(ダイヤルイン) 03(3595)2974

2019年 国民生活基礎調査の概況

目 次

調査の概要	-----	1 頁
結果の概要		
I 世帯数と世帯人員の状況		
1 世帯構造及び世帯類型の状況	-----	3
2 65歳以上の者のいる世帯の状況	-----	4
3 65歳以上の者の状況	-----	6
4 児童のいる世帯の状況	-----	7
II 各種世帯の所得等の状況		
1 年次別の所得の状況	-----	9
2 所得の分布状況	-----	10
3 世帯主の年齢階級別の所得の状況	-----	10
4 所得の種類別の状況	-----	11
5 貯蓄、借入金の状況	-----	12
6 貧困率の状況	-----	14
7 生活意識の状況	-----	16
III 世帯員の健康状況		
1 自覚症状の状況	-----	17
2 通院の状況	-----	18
3 健康意識	-----	19
4 サプリメントのような健康食品の摂取の状況	-----	19
5 悩みやストレスの状況	-----	20
6 こころの状態	-----	20
7 喫煙の状況	-----	21
8 健診（健康診断や健康診査）や人間ドックの受診状況	-----	21
9 がん検診の受診状況	-----	22
IV 介護の状況		
1 要介護者等のいる世帯の状況	-----	23
2 要介護者等の状況	-----	24
3 主な介護者の状況	-----	25
統計表	-----	29
用語の説明	-----	41

2019年国民生活基礎調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
厚生労働省ホームページ(URL) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html>

【利用上の注意】

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の2分の1未満の場合	0, 0.0
減少数(率)の場合	△

- (2) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。また、増減数や増減率は公表数値から算出している。
- (3) 「世帯」に関する事項において、年次推移に係る1985(昭和60)年以前の数値は「厚生行政基礎調査(厚生省大臣官房統計情報部)」による。
- (4) 1995(平成7)年は、阪神・淡路大震災の影響により、兵庫県については調査を実施しておらず、数値は兵庫県分を除いたものとなっている。
- (5) 2011(平成23)年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県については調査を実施しておらず、数値はこれら3県分を除いたものとなっている。
- (6) 2012(平成24)年は、東日本大震災の影響により、福島県については調査を実施しておらず、数値は福島県分を除いたものとなっている。
- (7) 2016(平成28)年は、熊本地震の影響により、熊本県については調査を実施しておらず、数値は熊本県分を除いたものとなっている。

調査の概要

1 調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、1986(昭和61)年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

2019(令和元)年は、12回目の大規模調査を実施した。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、2015(平成27)年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯(約30万世帯)及び世帯員(約72万人)を、介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者(約7千人)を、所得票・貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯(約3万世帯)及び世帯員(約8万人)を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

①世帯票・健康票・介護票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者(おおむね3か月以上)、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者(住民登録を病院に移している者)、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

②所得票・貯蓄票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

3 調査の実施日

世帯票・健康票・介護票 …… 2019(令和元)年6月6日(木)

所得票・貯蓄票 …… 2019(令和元)年7月11日(木)

4 調査の事項

世帯票 …… 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

健康票 …… 自覚症状、通院、日常生活への影響、健康意識、悩みやストレスの状況、こころの状態、健康診断等の受診状況等

介護票 …… 介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、介護が必要となった原因、介護サービスの利用状況、主に介護する者の介護時間、家族等と事業者による主な介護内容等

所得票 …… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

貯蓄票 …… 貯蓄現在高、借入金残高等

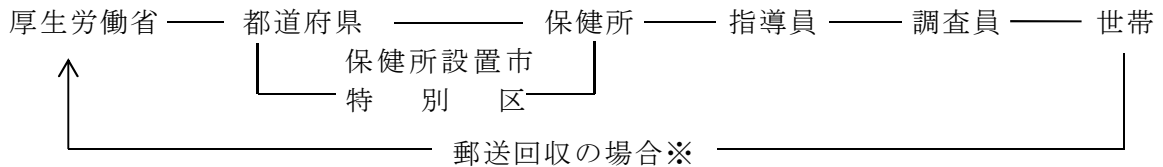
5 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により行った。なお、貯蓄票については密封回収とし、健康票・所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収を行った。

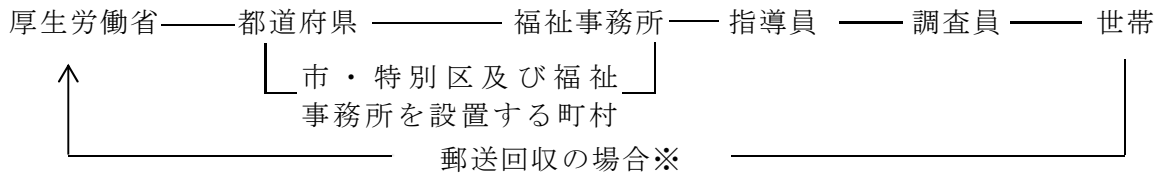
ただし、調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査票を回収した。

6 調査の系統

①世帯票・健康票・介護票



②所得票・貯蓄票



※調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限る。

7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票・健康票	301 334世帯	218 332世帯	217 179世帯
所得票・貯蓄票	32 529世帯	23 014世帯	22 288世帯
介護票	7 396人	6 549人	6 295人

※ 国民生活基礎調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「国民生活基礎統計」を作成するための統計調査である。

結果の概要

I 世帯数と世帯人員の状況

1 世帯構造及び世帯類型の状況

2019(令和元)年6月6日現在における全国の世帯総数は5178万5千世帯となっている。世帯構造をみると、「単独世帯」が1490万7千世帯(全世帯の28.8%)で最も多く、次いで「夫婦と未婚の子のみの世帯」が1471万8千世帯(同28.4%)、「夫婦のみの世帯」が1263万9千世帯(同24.4%)となっている。

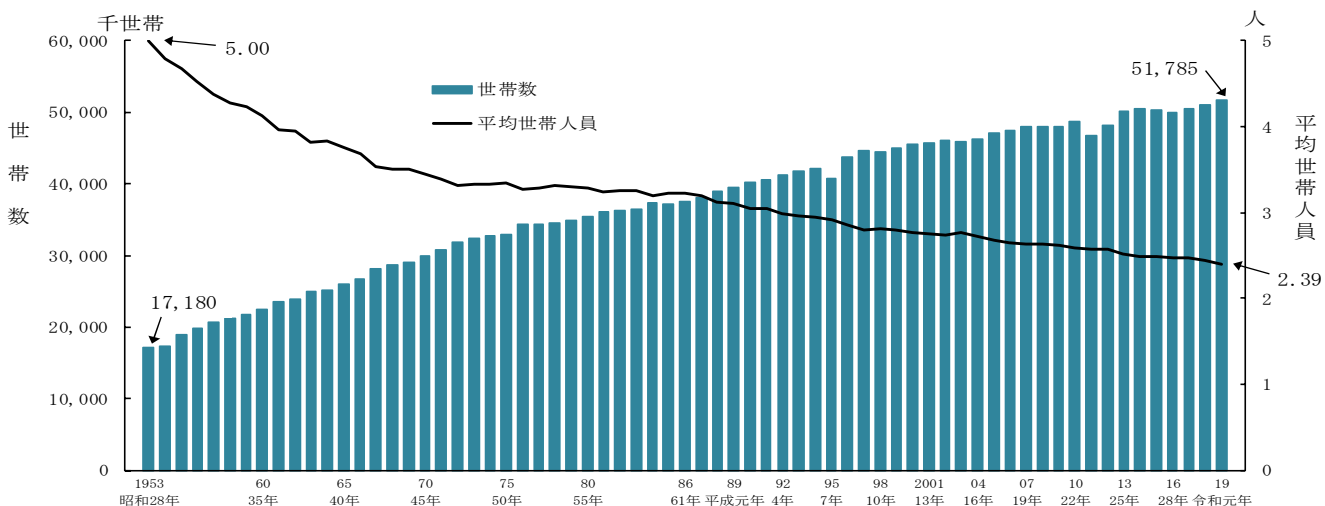
世帯類型をみると、「高齢者世帯」は1487万8千世帯(全世帯の28.7%)となっている。(表1、図1)

表1 世帯構造別、世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移

	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
		推計数 (単位: 千世帯)										(人)
1986(昭和61)年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
'89(平成元)	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
'92(4)	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
'95(7)	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
'98(10)	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
2001(13)	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
'04(16)	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
'07(19)	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
'10(22)	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
'13(25)	50 112	13 285	11 644	14 899	3 621	3 329	3 334	11 614	821	91	37 586	2.51
'16(28)	49 945	13 434	11 850	14 744	3 640	2 947	3 330	13 271	712	91	35 871	2.47
'17(29)	50 425	13 613	12 096	14 891	3 645	2 910	3 270	13 223	767	97	36 338	2.47
'18(30)	50 991	14 125	12 270	14 851	3 683	2 720	3 342	14 063	662	82	36 184	2.44
'19(令和元)	51 785	14 907	12 639	14 718	3 616	2 627	3 278	14 878	644	76	36 187	2.39
		構成割合 (単位: %)										
1986(昭和61)年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	•
'89(平成元)	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	•
'92(4)	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	•
'95(7)	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	•
'98(10)	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	•
2001(13)	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	•
'04(16)	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	•
'07(19)	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	•
'10(22)	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	•
'13(25)	100.0	26.5	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7	23.2	1.6	0.2	75.0	•
'16(28)	100.0	26.9	23.7	29.5	7.3	5.9	6.7	26.6	1.4	0.2	71.8	•
'17(29)	100.0	27.0	24.0	29.5	7.2	5.8	6.5	26.2	1.5	0.2	72.1	•
'18(30)	100.0	27.7	24.1	29.1	7.2	5.3	6.6	27.6	1.3	0.2	71.0	•
'19(令和元)	100.0	28.8	24.4	28.4	7.0	5.1	6.3	28.7	1.2	0.1	69.9	•

注: 1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

図1 世帯数と平均世帯人員の年次推移



注: 1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2011(平成23)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
3) 2012(平成24)年の数値は、福島県を除いたものである。
4) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

2 65歳以上の者のいる世帯の状況

65歳以上の者のいる世帯は2558万4千世帯（全世帯の49.4%）となっている。

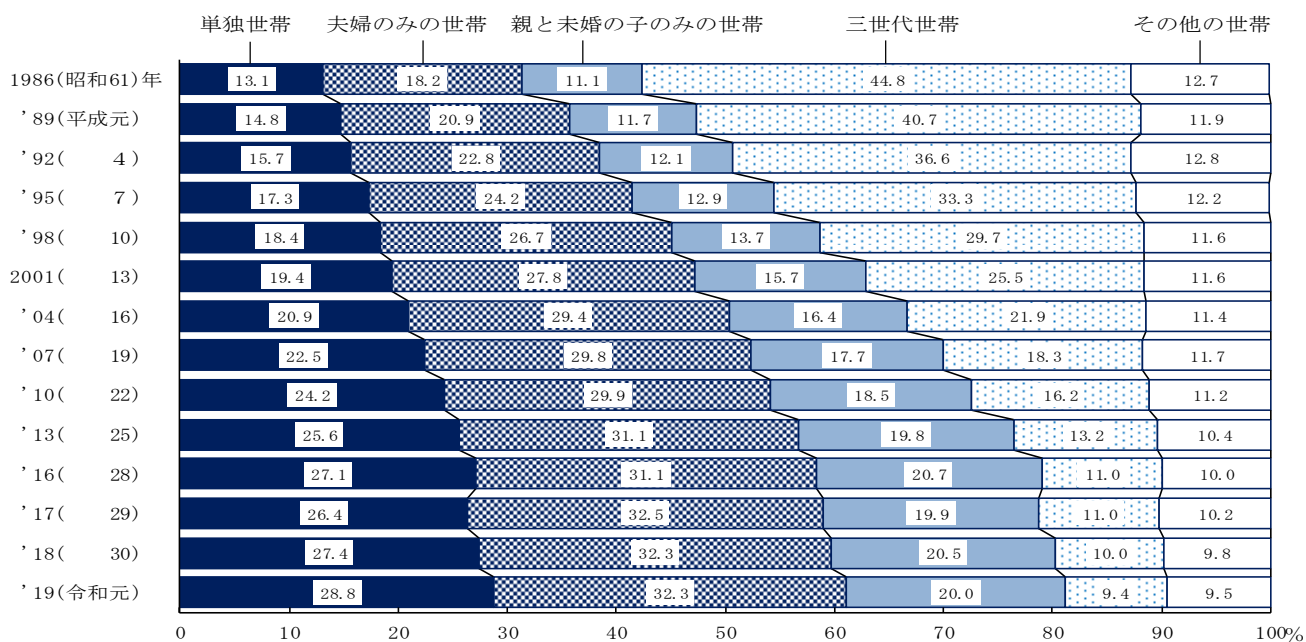
世帯構造をみると、「夫婦のみの世帯」が827万世帯（65歳以上の者のいる世帯の32.3%）で最も多く、次いで「単独世帯」が736万9千世帯（同28.8%）、「親と未婚の子のみの世帯」が511万8千世帯（同20.0%）となっている。（表2、図2）

表2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

	65歳以上の者のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	単独世帯	夫婦のみの世帯	親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	(再掲) 65歳以上の者のみの世帯
推 計 数 (単位:千世帯)								
1986(昭和61)年	9 769	(26.0)	1 281	1 782	1 086	4 375	1 245	2 339
'89(平成元)	10 774	(27.3)	1 592	2 257	1 260	4 385	1 280	3 035
'92(4)	11 884	(28.8)	1 865	2 706	1 439	4 348	1 527	3 666
'95(7)	12 695	(31.1)	2 199	3 075	1 636	4 232	1 553	4 370
'98(10)	14 822	(33.3)	2 724	3 956	2 025	4 401	1 715	5 597
2001(13)	16 367	(35.8)	3 179	4 545	2 563	4 179	1 902	6 636
'04(16)	17 864	(38.6)	3 730	5 252	2 931	3 919	2 031	7 855
'07(19)	19 263	(40.1)	4 326	5 732	3 418	3 528	2 260	8 986
'10(22)	20 705	(42.6)	5 018	6 190	3 836	3 348	2 313	10 188
'13(25)	22 420	(44.7)	5 730	6 974	4 442	2 953	2 321	11 594
'16(28)	24 165	(48.4)	6 559	7 526	5 007	2 668	2 405	13 252
'17(29)	23 787	(47.2)	6 274	7 731	4 734	2 621	2 427	13 197
'18(30)	24 927	(48.9)	6 830	8 045	5 122	2 493	2 437	14 041
'19(令和元)	25 584	(49.4)	7 369	8 270	5 118	2 404	2 423	14 856
構 成 割 合 (単位:%)								
1986(昭和61)年	100.0	・	13.1	18.2	11.1	44.8	12.7	23.9
'89(平成元)	100.0	・	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28.2
'92(4)	100.0	・	15.7	22.8	12.1	36.6	12.8	30.8
'95(7)	100.0	・	17.3	24.2	12.9	33.3	12.2	34.4
'98(10)	100.0	・	18.4	26.7	13.7	29.7	11.6	37.8
2001(13)	100.0	・	19.4	27.8	15.7	25.5	11.6	40.5
'04(16)	100.0	・	20.9	29.4	16.4	21.9	11.4	44.0
'07(19)	100.0	・	22.5	29.8	17.7	18.3	11.7	46.6
'10(22)	100.0	・	24.2	29.9	18.5	16.2	11.2	49.2
'13(25)	100.0	・	25.6	31.1	19.8	13.2	10.4	51.7
'16(28)	100.0	・	27.1	31.1	20.7	11.0	10.0	54.8
'17(29)	100.0	・	26.4	32.5	19.9	11.0	10.2	55.5
'18(30)	100.0	・	27.4	32.3	20.5	10.0	9.8	56.3
'19(令和元)	100.0	・	28.8	32.3	20.0	9.4	9.5	58.1

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

図2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

65歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯の世帯構造をみると、「単独世帯」が736万9千世帯（高齢者世帯の49.5%）、「夫婦のみの世帯」が693万8千世帯（同46.6%）となっている（表3、図3）。

「単独世帯」をみると、男は35.0%、女は65.0%となっている。

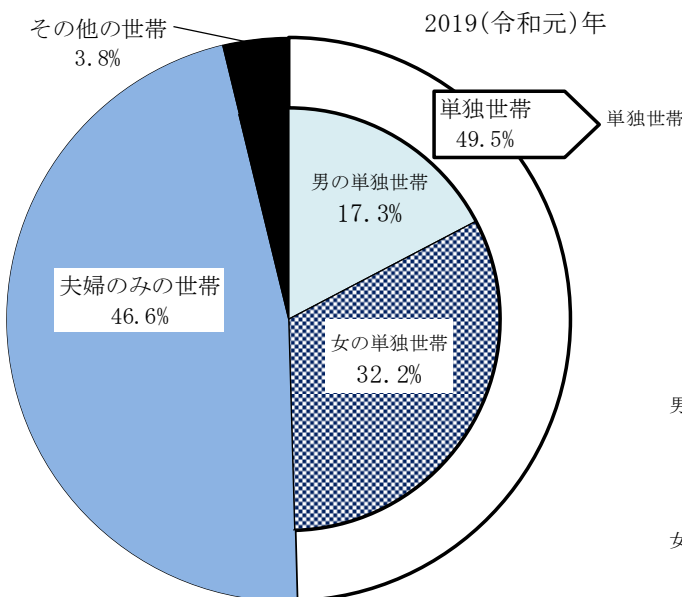
性別に年齢構成をみると、男は「65～69歳」が30.9%、女は「75～79歳」が22.2%で最も多くなっている。（図4）

表3 高齢者世帯の世帯構造の年次推移

	高齢者世帯	単独世帯		夫婦のみの世帯	その他の世帯
		男の単独世帯	女の単独世帯		
	推 計 数 (単位:千世帯)				
1986(昭和61)年	2 362	1 281	246	1 035	80
'89(平成元)	3 057	1 592	307	1 285	88
'92(4)	3 688	1 865	348	1 517	119
'95(7)	4 390	2 199	449	1 751	141
'98(10)	5 614	2 724	555	2 169	178
2001(13)	6 654	3 179	728	2 451	218
'04(16)	7 874	3 730	906	2 824	245
'07(19)	9 009	4 326	1 174	3 153	292
'10(22)	10 207	5 018	1 420	3 598	313
'13(25)	11 614	5 730	1 659	4 071	371
'16(28)	13 271	6 559	2 095	4 464	516
'17(29)	13 223	6 274	2 046	4 228	514
'18(30)	14 063	6 830	2 226	4 604	585
'19(令和元)	14 878	7 369	2 577	4 793	571
	構 成 割 合 (単位:%)				
1986(昭和61)年	100.0	54.2	10.4	43.8	3.4
'89(平成元)	100.0	52.1	10.0	42.0	2.9
'92(4)	100.0	50.6	9.4	41.1	3.2
'95(7)	100.0	50.1	10.2	39.9	3.2
'98(10)	100.0	48.5	9.9	38.6	3.2
2001(13)	100.0	47.8	10.9	36.8	3.3
'04(16)	100.0	47.4	11.5	35.9	3.1
'07(19)	100.0	48.0	13.0	35.0	3.2
'10(22)	100.0	49.2	13.9	35.3	3.1
'13(25)	100.0	49.3	14.3	35.1	3.2
'16(28)	100.0	49.4	15.8	33.6	3.9
'17(29)	100.0	47.4	15.5	32.0	3.9
'18(30)	100.0	48.6	15.8	32.7	4.2
'19(令和元)	100.0	49.5	17.3	32.2	3.8

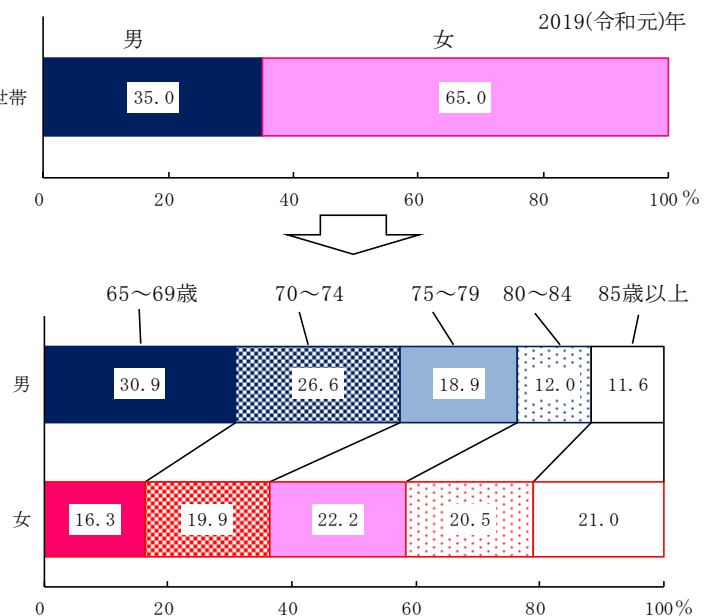
注: 1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世帯世帯」を含む。

図3 高齢者世帯の世帯構造



注: 「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世帯世帯」を含む。

図4 65歳以上の単独世帯の性・年齢構成



3 65歳以上の者の状況

65歳以上の者は3763万1千人となっている。

家族形態をみると、「夫婦のみの世帯」（夫婦の両方又は一方が65歳以上）の者が1520万8千人（65歳以上の者の40.4%）で最も多く、次いで「子と同居」の者が1352万7千人（同35.9%）、「単独世帯」の者が736万9千人（同19.6%）となっている。（表4）

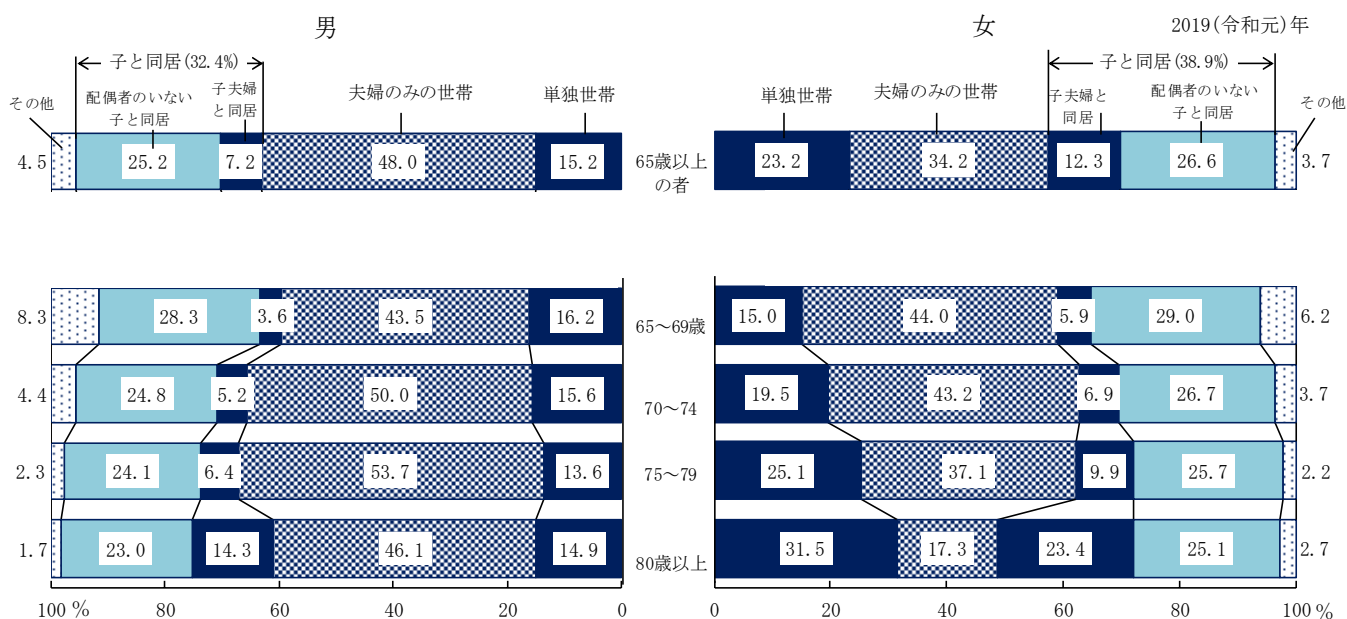
表4 65歳以上の者の家族形態の年次推移

	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子と同居	子夫婦と同居	配偶者のいない子と同居	その他の親族と同居	非親族と同居
推 計 数 (単位：千人)								
1986 (昭和61)年	12 626	1 281	2 784	8 116	5 897	2 219	409	37
'89 (平成元)	14 239	1 592	3 634	8 539	6 016	2 524	445	29
'92 (4)	15 986	1 865	4 410	9 122	6 188	2 934	549	41
'95 (7)	17 449	2 199	5 125	9 483	6 192	3 291	611	31
'98 (10)	20 620	2 724	6 669	10 374	6 443	3 931	816	36
2001 (13)	23 073	3 179	7 802	11 173	6 332	4 841	878	41
'04 (16)	25 424	3 730	9 151	11 571	5 995	5 576	916	55
'07 (19)	27 584	4 326	10 122	12 034	5 406	6 629	1 056	45
'10 (22)	29 768	5 018	11 065	12 577	5 203	7 374	1 081	27
'13 (25)	32 394	5 730	12 487	12 950	4 498	8 452	1 193	33
'16 (28)	35 315	6 559	13 721	13 570	4 034	9 536	1 420	44
'17 (29)	35 195	6 274	14 166	13 243	3 988	9 255	1 454	58
'18 (30)	36 881	6 830	14 692	13 705	3 848	9 856	1 597	57
'19 (令和元)	37 631	7 369	15 208	13 527	3 756	9 771	1 492	35
構 成 割 合 (単位：%)								
1986 (昭和61)年	100.0	10.1	22.0	64.3	46.7	17.6	3.2	0.3
'89 (平成元)	100.0	11.2	25.5	60.0	42.2	17.7	3.1	0.2
'92 (4)	100.0	11.7	27.6	57.1	38.7	18.4	3.4	0.3
'95 (7)	100.0	12.6	29.4	54.3	35.5	18.9	3.5	0.2
'98 (10)	100.0	13.2	32.3	50.3	31.2	19.1	4.0	0.2
2001 (13)	100.0	13.8	33.8	48.4	27.4	21.0	3.8	0.2
'04 (16)	100.0	14.7	36.0	45.5	23.6	21.9	3.6	0.2
'07 (19)	100.0	15.7	36.7	43.6	19.6	24.0	3.8	0.2
'10 (22)	100.0	16.9	37.2	42.2	17.5	24.8	3.6	0.1
'13 (25)	100.0	17.7	38.5	40.0	13.9	26.1	3.7	0.1
'16 (28)	100.0	18.6	38.9	38.4	11.4	27.0	4.0	0.1
'17 (29)	100.0	17.8	40.3	37.6	11.3	26.3	4.1	0.2
'18 (30)	100.0	18.5	39.8	37.2	10.4	26.7	4.3	0.2
'19 (令和元)	100.0	19.6	40.4	35.9	10.0	26.0	4.0	0.1

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

性・年齢階級別にみると、年齢が高くなるにしたがって男は「子夫婦と同居」の割合が高くなっており、女は「単独世帯」と「子夫婦と同居」の割合が高くなっている（図5）。

図5 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態



注：「その他」とは、「その他の親族と同居」及び「非親族と同居」をいう。

4 児童のいる世帯の状況

児童のいる世帯は1122万1千世帯で全世帯の21.7%となっており、児童が「1人」いる世帯は525万世帯（全世帯の10.1%、児童のいる世帯の46.8%）、「2人」いる世帯は452万3千世帯（全世帯の8.7%、児童のいる世帯の40.3%）となっている。

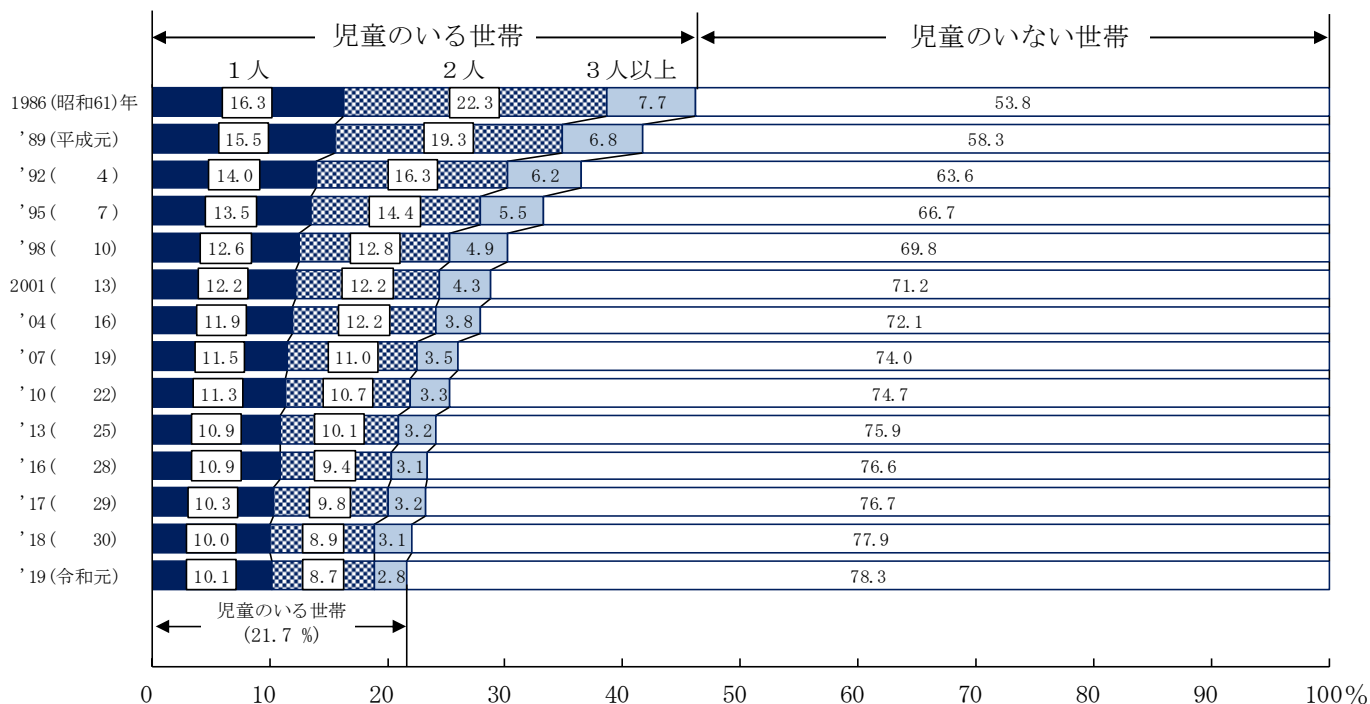
世帯構造をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が852万8千世帯（児童のいる世帯の76.0%）で最も多く、次いで「三世帯世帯」が148万8千世帯（同13.3%）となっている。（表5、図6）

表5 児童数別、世帯構造別児童のいる世帯数及び平均児童数の年次推移

	児童のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	児童数			世帯構造					児童のいる世帯平均児童数(人)
			1人	2人	3人以上	核家族世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	
			推計数			(単位：千世帯)					(人)
1986(昭和61)年	17 364	(46.2)	6 107	8 381	2 877	12 080	11 359	722	4 688	596	1.83
'89(平成元)	16 426	(41.7)	6 119	7 612	2 695	11 419	10 742	677	4 415	592	1.81
'92(4)	15 009	(36.4)	5 772	6 697	2 540	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80
'95(7)	13 586	(33.3)	5 495	5 854	2 237	9 419	8 840	580	3 658	509	1.78
'98(10)	13 453	(30.2)	5 588	5 679	2 185	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77
2001(13)	13 156	(28.8)	5 581	5 594	1 981	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75
'04(16)	12 916	(27.9)	5 510	5 667	1 739	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73
'07(19)	12 499	(26.0)	5 544	5 284	1 671	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71
'10(22)	12 324	(25.3)	5 514	5 181	1 628	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70
'13(25)	12 085	(24.1)	5 457	5 048	1 580	9 618	8 707	912	1 965	503	1.70
'16(28)	11 666	(23.4)	5 436	4 702	1 527	9 386	8 576	810	1 717	564	1.69
'17(29)	11 734	(23.3)	5 202	4 937	1 594	9 698	8 814	885	1 665	371	1.71
'18(30)	11 267	(22.1)	5 117	4 551	1 599	9 385	8 623	761	1 537	345	1.71
'19(令和元)	11 221	(21.7)	5 250	4 523	1 448	9 252	8 528	724	1 488	480	1.68
			構成割合			(単位：%)					
1986(昭和61)年	100.0	•	35.2	48.3	16.6	69.6	65.4	4.2	27.0	3.4	•
'89(平成元)	100.0	•	37.2	46.3	16.4	69.5	65.4	4.1	26.9	3.6	•
'92(4)	100.0	•	38.5	44.6	16.9	69.1	65.3	3.8	27.2	3.7	•
'95(7)	100.0	•	40.4	43.1	16.5	69.3	65.1	4.3	26.9	3.7	•
'98(10)	100.0	•	41.5	42.2	16.2	70.0	65.6	4.5	26.4	3.6	•
2001(13)	100.0	•	42.4	42.5	15.1	71.2	66.1	5.1	24.7	4.1	•
'04(16)	100.0	•	42.7	43.9	13.5	74.2	68.5	5.7	22.5	3.3	•
'07(19)	100.0	•	44.4	42.3	13.4	75.9	69.2	6.8	20.0	4.1	•
'10(22)	100.0	•	44.7	42.0	13.2	76.9	70.3	6.6	18.8	4.2	•
'13(25)	100.0	•	45.2	41.8	13.1	79.6	72.0	7.5	16.3	4.2	•
'16(28)	100.0	•	46.6	40.3	13.1	80.5	73.5	6.9	14.7	4.8	•
'17(29)	100.0	•	44.3	42.1	13.6	82.7	75.1	7.5	14.2	3.2	•
'18(30)	100.0	•	45.4	40.4	14.2	83.3	76.5	6.8	13.6	3.1	•
'19(令和元)	100.0	•	46.8	40.3	12.9	82.5	76.0	6.5	13.3	4.3	•

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 「その他の世帯」には、「単独世帯」を含む。

図6 児童の有（児童数）無の年次推移



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

児童のいる世帯における母の仕事の状況をみると、「仕事あり」の割合は72.4%であり、上昇傾向となっている（表6）。

表6 児童のいる世帯における母の仕事の状況の年次推移

	総数	仕事あり	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	その他	仕事なし
推計数（単位：千世帯）						
2004（平成16）年	12 542	7 109	2 115	3 286	1 707	5 433
'07（ 19）	12 058	7 158	1 968	3 553	1 637	4 900
'10（ 22）	11 945	7 190	2 019	3 731	1 439	4 756
'13（ 25）	11 711	7 384	2 269	4 056	1 059	4 326
'14（ 26）	11 027	7 243	2 299	3 849	1 095	3 784
'15（ 27）	11 539	7 853	2 590	4 292	972	3 686
'16（ 28）	11 221	7 536	2 464	4 068	1 004	3 685
'17（ 29）	11 432	8 098	2 829	4 230	1 039	3 334
'18（ 30）	11 034	7 965	2 896	4 076	992	3 069
'19（令和元）	10 872	7 869	2 843	4 105	921	3 003
構成割合（単位：％）						
2004（平成16）年	100.0	56.7	16.9	26.2	13.6	43.3
'07（ 19）	100.0	59.4	16.3	29.5	13.6	40.6
'10（ 22）	100.0	60.2	16.9	31.2	12.1	39.8
'13（ 25）	100.0	63.1	19.4	34.6	9.0	36.9
'14（ 26）	100.0	65.7	20.9	34.9	9.9	34.3
'15（ 27）	100.0	68.1	22.4	37.2	8.4	31.9
'16（ 28）	100.0	67.2	22.0	36.3	8.9	32.8
'17（ 29）	100.0	70.8	24.7	37.0	9.1	29.2
'18（ 30）	100.0	72.2	26.3	36.9	9.0	27.8
'19（令和元）	100.0	72.4	26.2	37.8	8.5	27.6

注：1) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

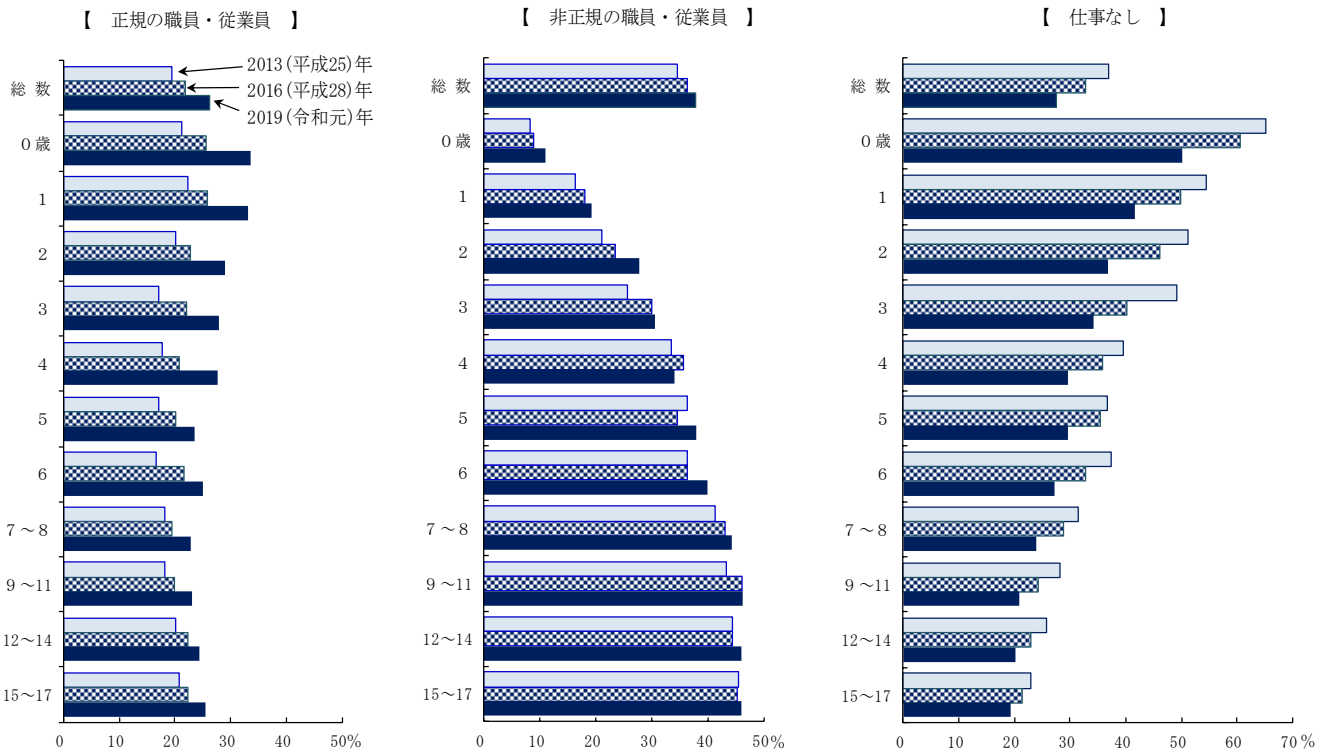
2) 母の「仕事の有無不詳」を含まない。

3) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

母の仕事の状況について、末子の年齢階級別に年次推移をみると、「正規の職員・従業員」「非正規の職員・従業員」とともに上昇傾向となっている。

一方、「仕事なし」の割合は、すべての年齢階級で低下している。（図7）

図7 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況の年次推移



注：1) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

2) 母の「仕事の有無不詳」を含まない総数に対する割合である。

II 各種世帯の所得等の状況

「2019年調査」の所得とは、2018（平成30）年1月1日から12月31日までの1年間の所得であり、貯蓄・借入金とは、2019（令和元）年6月末日の現在高及び残高である。

なお、生活意識については、2019（令和元）年7月11日現在の意識である。

1 年次別の所得の状況

2018（平成30）年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が552万3千円となっている。また、「高齢者世帯」が312万6千円、「高齢者世帯以外の世帯」が659万3千円、「児童のいる世帯」が745万9千円となっている。（表7、図8）

表7 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

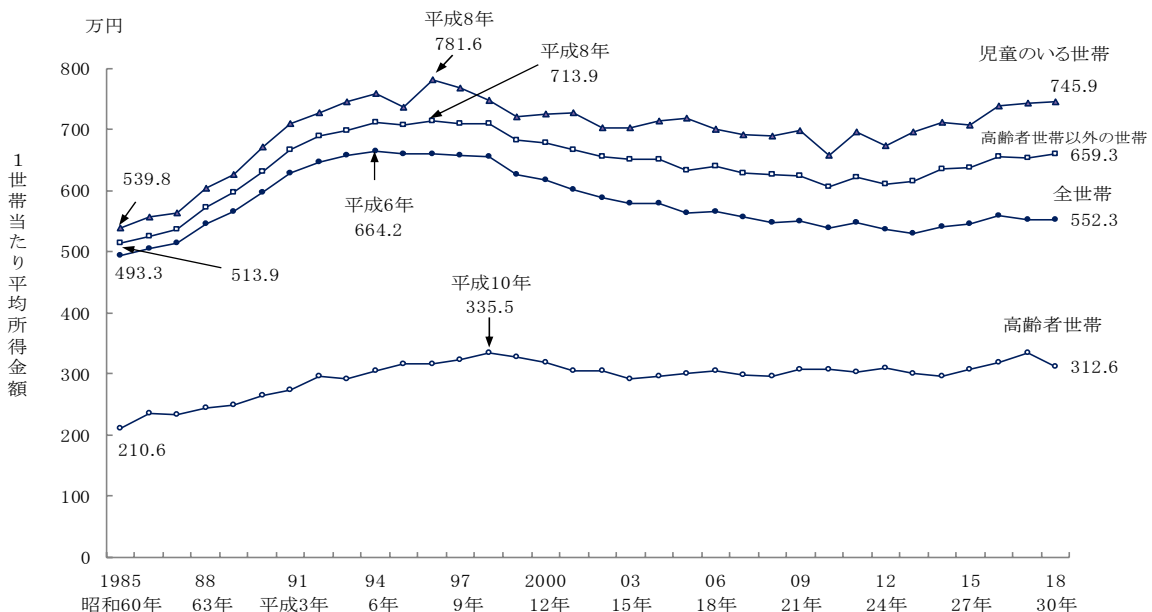
世帯の種類 対前年増減率	2009 (平成21)年	2010 (22)年	2011 (23)年	2012 (24)年	2013 (25)年	2014 (26)年	2015 (27)年	2016 (28)年	2017 (29)年	2018 (30)年
全世帯 (万円)	549.6	538.0	548.2	537.2	528.9	541.9	545.4	560.2	551.6	552.3
対前年増減率 (%)	0.4	△2.1	1.9	△2.0	△1.5	2.5	0.6	2.7	△1.5	0.1
高齢者世帯 (万円)	307.9	307.2	303.6	309.1	300.5	297.3	308.1	318.6	334.9	312.6
対前年増減率 (%)	3.7	△0.2	△1.2	1.8	△2.8	△1.1	3.6	3.4	5.1	△6.7
高齢者世帯以外の世帯 (万円)	623.3	607.3	622.9	610.2	615.2	636.4	638.0	656.3	653.2	659.3
対前年増減率 (%)	△0.4	△2.6	2.6	△2.0	0.8	3.4	0.3	2.9	△0.5	0.9
児童のいる世帯 (万円)	697.3	658.1	697.0	673.2	696.3	712.9	707.6	739.8	743.6	745.9
対前年増減率 (%)	1.3	△5.6	5.9	△3.4	3.4	2.4	△0.7	4.6	0.5	0.3

注：1)2010（平成22）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2)2011（平成23）年の数値は、福島県を除いたものである。

3)2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

図8 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



注：1)1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2)2010（平成22）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

3)2011（平成23）年の数値は、福島県を除いたものである。

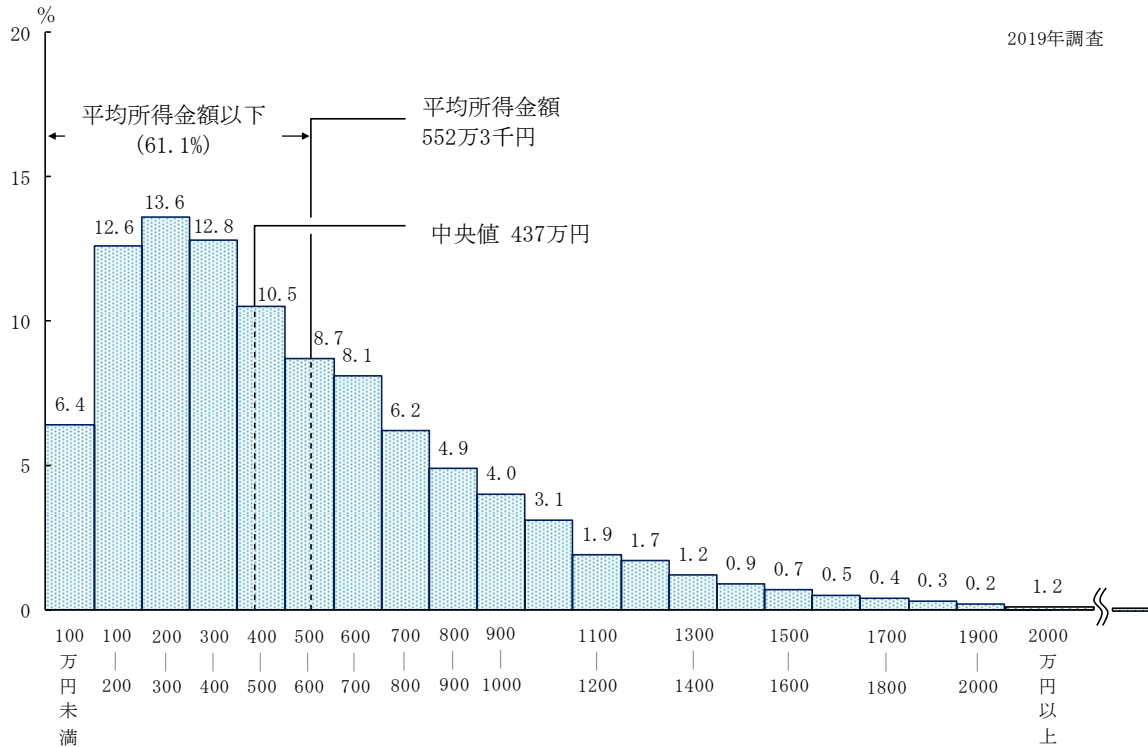
4)2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

2 所得の分布状況

所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、「200～300万円未満」が13.6%、「300～400万円未満」が12.8%、「100～200万円未満」が12.6%と多くなっている。

中央値（所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値）は437万円であり、平均所得金額（552万3千円）以下の割合は61.1%となっている。（図9）

図9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

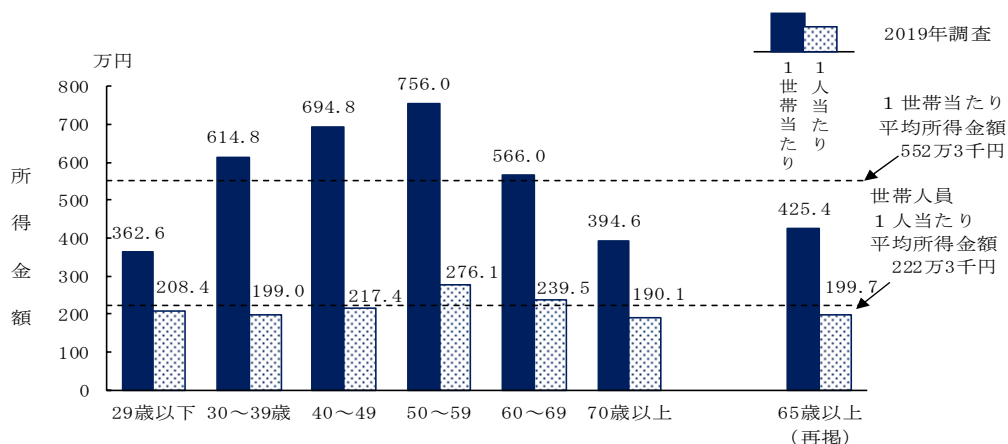


3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が756万円が最も高く、次いで「40～49歳」、「30～39歳」となっており、最も低いのは「29歳以下」の362万6千円となっている。

世帯人員1人当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が276万1千円が最も高く、最も低いのは「70歳以上」の190万1千円となっている。（図10）

図10 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり—世帯人員1人当たり平均所得金額



4 所得の種類別の状況

各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が74.3%、「公的年金・恩給」が19.1%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が63.6%、「稼働所得」が23.0%となっている（表8）。

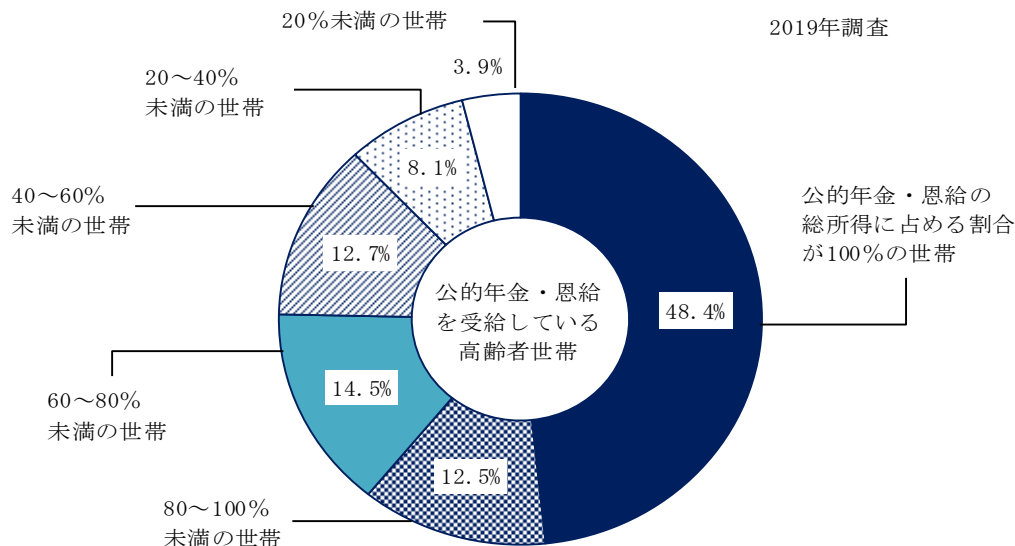
表8 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

世帯の種類	総所得	稼働所得	(再掲) 雇用者所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	(再掲) 児童手当等	仕送り・企業 年金・個人年 金・その他 所得
2018（平成30）年								
全世帯	552.3	410.3	383.9	105.5	15.8	6.2	3.1	14.5
高齢者世帯	312.6	72.1	60.1	199.0	20.4	1.8	-	19.4
高齢者世帯以外の世帯	659.3	561.3	528.4	63.8	13.7	8.2	4.4	12.3
児童のいる世帯	745.9	686.8	651.8	25.6	8.1	18.5	14.3	6.9
母子世帯	306.0	231.1	225.6	10.4	17.6	37.3	30.1	9.6
2015（平成27）年								
全世帯	545.4	403.3	373.2	104.4	18.3	6.3	3.4	13.1
高齢者世帯	308.1	64.9	49.1	201.5	22.8	1.9	0.0	16.9
高齢者世帯以外の世帯	638.0	535.4	499.7	66.5	16.5	8.0	4.7	11.6
児童のいる世帯	707.6	646.7	609.5	27.2	9.6	17.4	14.1	6.7
母子世帯	270.1	213.9	209.3	7.6	0.5	42.5	31.7	5.7
2018（平成30）年								
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）								
全世帯	100.0	74.3	69.5	19.1	2.9	1.1	0.6	2.6
高齢者世帯	100.0	23.0	19.2	63.6	6.5	0.6	-	6.2
高齢者世帯以外の世帯	100.0	85.1	80.1	9.7	2.1	1.2	0.7	1.9
児童のいる世帯	100.0	92.1	87.4	3.4	1.1	2.5	1.9	0.9
母子世帯	100.0	75.5	73.7	3.4	5.8	12.2	9.8	3.2
2015（平成27）年								
全世帯	100.0	74.0	68.4	19.1	3.4	1.2	0.6	2.4
高齢者世帯	100.0	21.1	15.9	65.4	7.4	0.6	0.0	5.5
高齢者世帯以外の世帯	100.0	83.9	78.3	10.4	2.6	1.3	0.7	1.8
児童のいる世帯	100.0	91.4	86.1	3.8	1.4	2.5	2.0	0.9
母子世帯	100.0	79.2	77.5	2.8	0.2	15.7	11.8	2.1

注：2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は48.4%となっている（図11）。

図11 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



5 貯蓄、借入金の状況

2019年の貯蓄の状況をみると、全世帯では、「貯蓄がある」は81.9%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1077万4千円となっている。高齢者世帯では、「貯蓄がある」は80.1%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1213万2千円となっている。

借入金の状況をみると、全世帯では、「借入金がある」は28.5%で、「1世帯当たり平均借入金額」は425万1千円となっている。また、児童のいる世帯では、「借入金がある」は55.8%で、「1世帯当たり平均借入金額」は1119万7千円となっている。（表9）

表9 各種世帯の貯蓄額階級別・借入金額階級別世帯数の構成割合

(単位：%)		2019年				
貯蓄・借入金額階級－ 平均貯蓄・借入金額	全世帯	高齢者世帯	高齢者世帯 以外の世帯	児童のいる世帯	母子世帯	
貯蓄額階級						
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
貯蓄がない	13.4	14.3	13.0	11.6	31.8	
貯蓄がある	81.9	80.1	82.7	84.4	65.0	
50万円未満	4.6	4.0	4.8	4.3	9.9	
50～100	3.6	2.6	4.0	4.9	7.0	
100～200	7.5	5.8	8.2	10.1	9.4	
200～300	6.1	5.1	6.5	8.1	4.7	
300～400	6.1	5.1	6.5	7.7	4.0	
400～500	3.2	2.6	3.4	4.4	3.7	
500～700	9.3	9.2	9.4	10.6	7.1	
700～1000	6.4	6.6	6.3	8.1	3.2	
1000～1500	9.2	9.6	9.0	8.7	6.7	
1500～2000	5.0	5.6	4.7	3.8	0.3	
2000～3000	6.9	7.8	6.5	4.6	2.5	
3000万円以上	8.9	10.8	8.1	3.9	2.0	
貯蓄あり額不詳	5.4	5.3	5.4	5.3	4.5	
不詳	4.7	5.6	4.3	4.0	3.2	
1世帯当たり 平均貯蓄額（万円）	1 077.4	1 213.2	1 017.6	723.8	389.8	
借入金額階級						
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
借入金がない	63.9	80.5	56.4	38.9	71.0	
借入金がある	28.5	8.1	37.5	55.8	25.8	
50万円未満	1.2	1.1	1.2	1.0	2.2	
50～100	1.4	0.9	1.6	1.2	3.8	
100～200	2.5	1.4	3.0	2.3	4.8	
200～300	1.8	0.6	2.4	1.9	3.1	
300～400	1.3	0.6	1.7	1.3	1.4	
400～500	0.8	0.3	1.0	0.8	1.4	
500～700	1.8	0.8	2.3	2.1	0.3	
700～1000	1.8	0.4	2.5	3.1	2.3	
1000～1500	3.7	0.7	5.1	7.1	3.0	
1500～2000	3.0	0.4	4.2	7.7	0.9	
2000～3000	5.0	0.3	7.1	15.2	2.2	
3000万円以上	3.2	0.3	4.5	10.1	-	
借入金あり額不詳	0.8	0.3	1.0	2.0	0.3	
不詳	7.7	11.4	6.0	5.2	3.2	
1世帯当たり 平均借入金額（万円）	425.1	72.3	574.5	1 119.7	148.7	

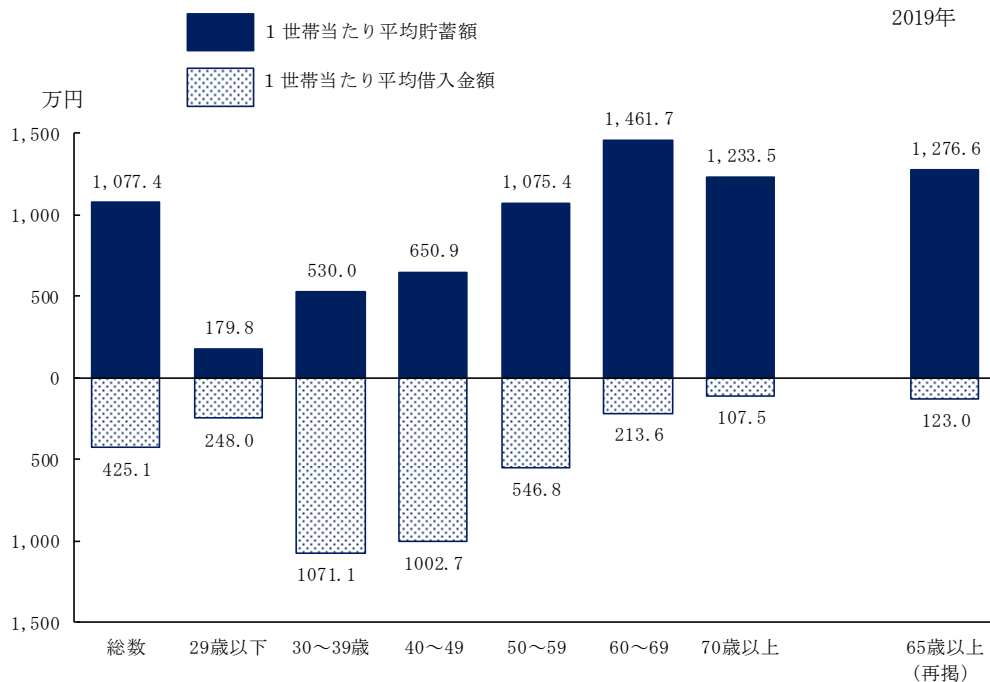
注：1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。

2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均貯蓄額の状況を見ると、「60～69歳」が1461万7千円で最も高く、次いで「70歳以上」が1233万5千円となっている。

また、1世帯当たり平均借入金額の状況を見ると、「30～39歳」が1071万1千円と最も高く、次いで「40～49歳」が1002万7千円となっている。（図12）

図12 世帯主の年齢（10歳階級）別にみた1世帯当たり平均貯蓄額－平均借入金額



注：1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。
 2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。
 3) 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

世帯主の年齢階級別に貯蓄の増減状況を見ると、前年と比べて「貯蓄が減った」は総数で38.2%となっており、60歳以上では4割を超えている。

貯蓄の減った世帯の減額理由を見ると、すべての年齢階級で「日常の生活費への支出」は6割を超え、59歳以下では「入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出」が約3割となっている。また、「株式等の評価額の減少」は、60歳以上で10%程度となっている。（表10）

表10 世帯主の年齢階級別にみた貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別世帯数の構成割合

（単位：％）

2019年

世帯主の年齢階級	総数	貯蓄が増えた	変わらない	貯蓄が減った	減額理由（複数回答）				
					日常の生活費への支出	土地・住宅の購入費	入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出	株式等の評価額の減少	その他
総数	100.0	12.5	37.9	38.2 (100.0)	(69.2)	(7.3)	(24.1)	(8.0)	(28.7)
29歳以下	100.0	27.8	44.1	22.1 (100.0)	(67.8)	(8.4)	(28.1)	-	(33.7)
30～39歳	100.0	26.5	37.3	30.8 (100.0)	(63.8)	(18.5)	(29.9)	(3.0)	(26.1)
40～49歳	100.0	19.6	40.3	33.3 (100.0)	(65.6)	(9.3)	(36.5)	(3.0)	(25.2)
50～59歳	100.0	17.1	40.4	32.6 (100.0)	(60.5)	(6.9)	(36.4)	(6.6)	(32.4)
60～69歳	100.0	9.9	35.5	43.0 (100.0)	(72.8)	(7.2)	(19.9)	(8.5)	(30.1)
70歳以上	100.0	4.5	36.8	42.9 (100.0)	(72.1)	(5.0)	(17.4)	(11.0)	(27.8)
(再掲)65歳以上	100.0	5.3	36.4	43.4 (100.0)	(72.9)	(5.4)	(17.7)	(10.3)	(27.8)

注：1) 「総数」には、増減状況不詳を含む。
 2) 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

6 貧困率の状況

2018（平成30）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%（対2015年△0.3ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.5%（対2015年△0.4ポイント）となっている。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.6%（対2015年△0.3ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では48.1%（対2015年△2.7ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では10.7%（対2015年0ポイント）となっている。

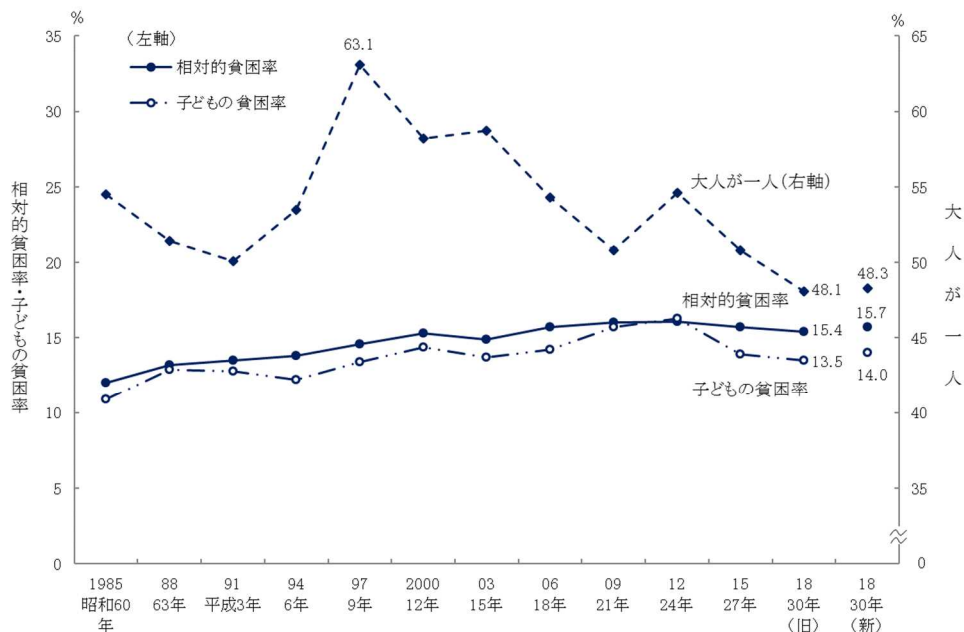
なお、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した「相対的貧困率」は15.7%、「子どもの貧困率」は14.0%、「子どもがいる現役世帯」の世帯員は13.1%、そのうち「大人が一人」の世帯員は48.3%、「大人が二人以上」の世帯員は11.2%となっている。（表11、図13）

表11 貧困率の年次推移

表11 貧困率の年次推移													
	1985 (昭和60)年	1988 (63)	1991 (平成3)年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)	
	(単位：%)												
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
(単位：万円)													
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124

- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図13 貧困率の年次推移



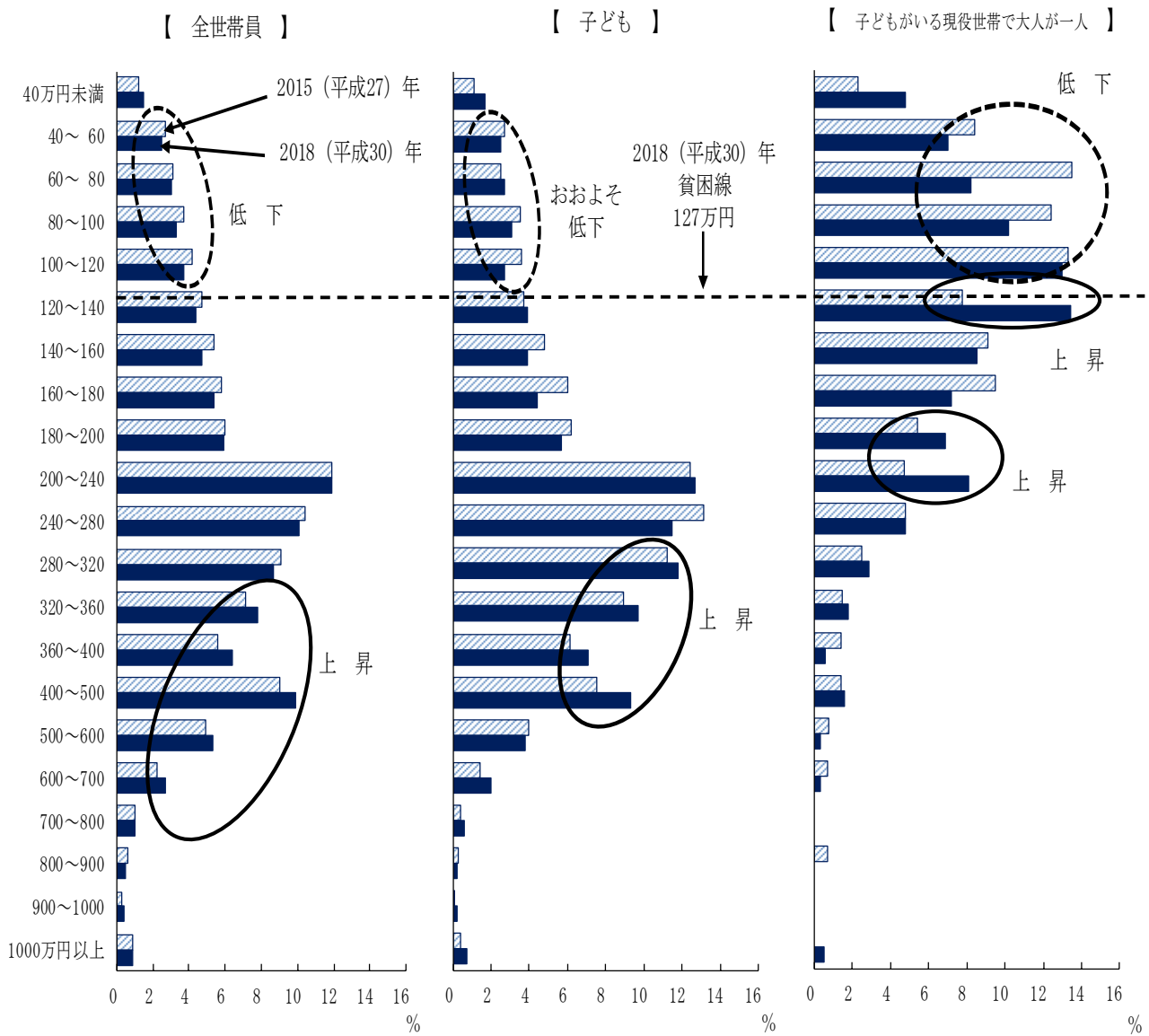
- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

等価可処分所得金額別に世帯員数の相対度数分布（旧基準）をみると、平成27年に比べ、「全世帯員」では40～120万円未満で低下し、320～700万円未満で上昇している。

「子ども」（17歳以下）では40～120万円未満でおおよそ低下し、280～500万円未満で上昇している。

「子どもがいる現役世帯で大人が一人」では40～120万円未満で低下し、120～140万未満及び180～240万未満で上昇している。（図14）

図14 等価可処分所得金額階級別世帯員数の相対度数分布（旧基準）

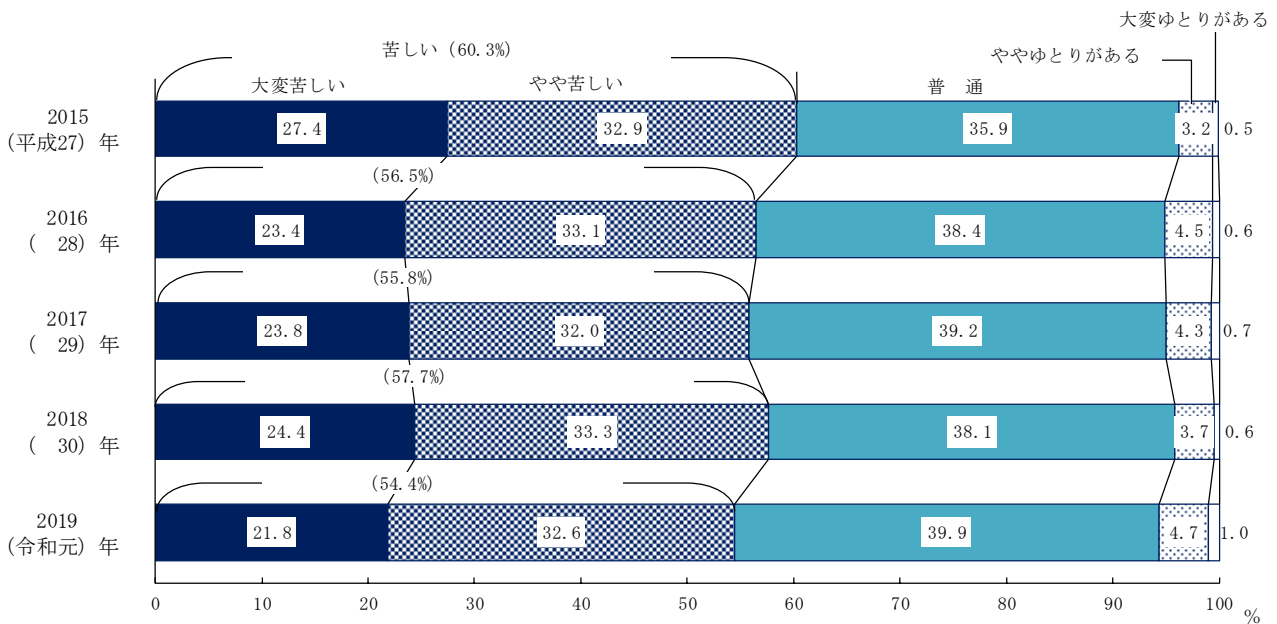


注：1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 2) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

7 生活意識の状況

生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）が54.4%となっている（図15）。

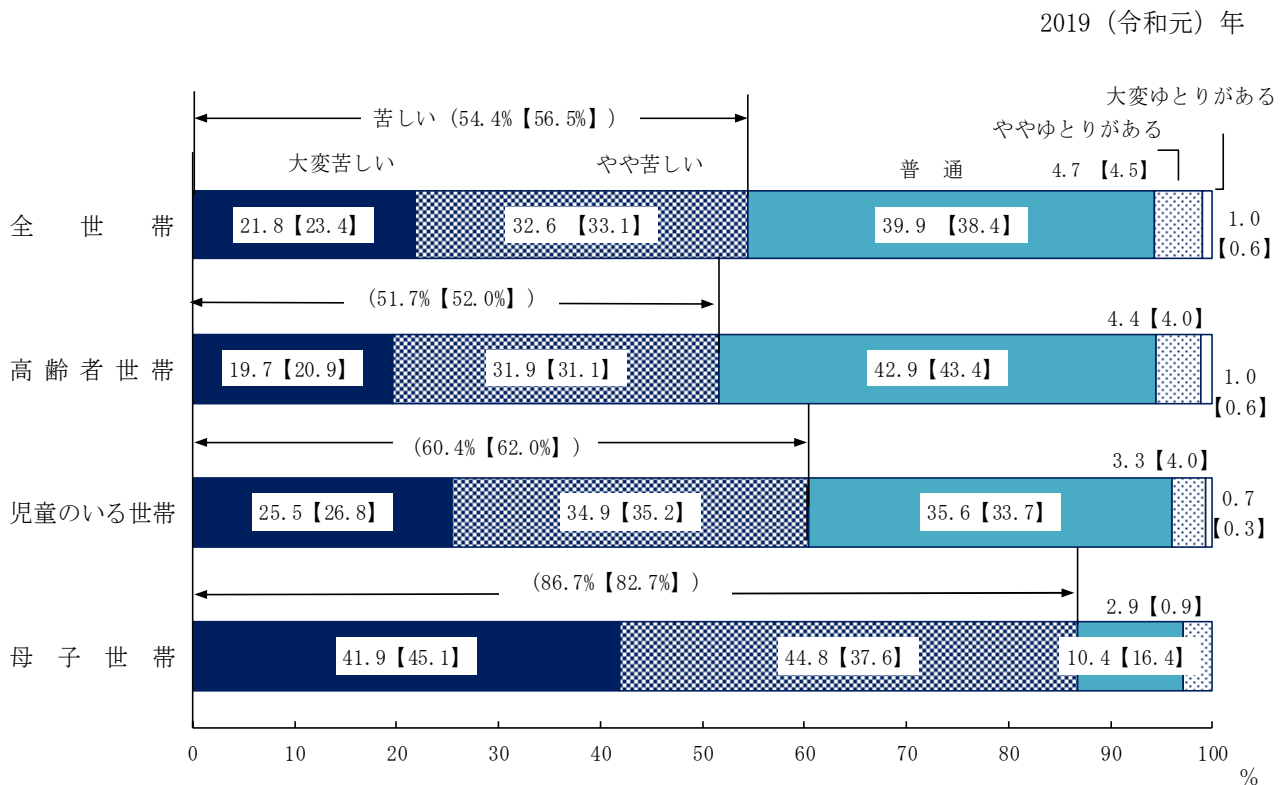
図15 世帯の生活意識の年次推移



注：2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「母子世帯」が86.7%、「児童のいる世帯」が60.4%となっている（図16）。

図16 各種世帯の生活意識



注：1) 【 】は2016（平成28）年の数値である。

2) 2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

Ⅲ 世帯員の健康状況

1 自覚症状の状況

病気やけが等で自覚症状のある者〔有訴者〕は人口千人当たり 302.5（この割合を「有訴者率」という。）となっている。

有訴者率（人口千対）を性別にみると、男 270.8、女 332.1 で女が高くなっている。

年齢階級別にみると、「10～19 歳」の 157.1 が最も低く、年齢階級が高くなるにしたがって上昇し、「80 歳以上」では 511.0 となっている。（表 12）

症状別にみると、男では「腰痛」での有訴者率が最も高く、次いで「肩こり」、「鼻がつまる・鼻汁が出る」、女では「肩こり」が最も高く、次いで「腰痛」、「手足の関節が痛む」となっている（図 17）。

なお、足腰に痛み（「腰痛」か「手足の関節が痛む」のいずれか若しくは両方の有訴者。以下「足腰に痛み」という。）のある高齢者（65 歳以上）の割合は、男では 205.5、女では 254.5 となっている（35 頁 統計表第 9 表参照）。

（参考）「健康日本 21（第 2 次）」の目標 足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（千人当たり）
目標値：男性 200 人 女性 260 人 【2022（令和 4）年度】

表 12 性・年齢階級別にみた有訴者率（人口千対）

（単位：人口千対）

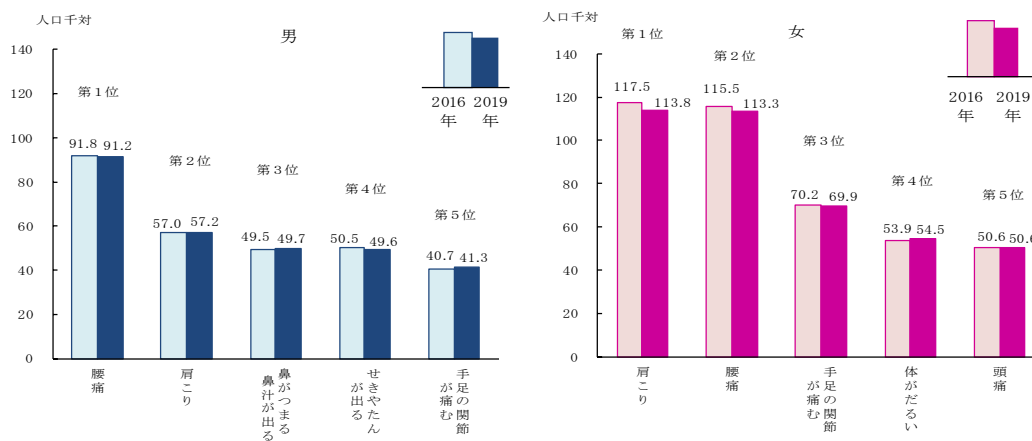
年齢階級	2019（令和元）年			2016（平成28）年		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	302.5	270.8	332.1	305.9	271.9	337.3
9歳以下	178.0	184.9	170.7	185.7	198.1	172.8
10～19	157.1	154.6	159.7	166.5	162.4	170.7
20～29	194.6	159.6	229.3	209.2	167.7	250.3
30～39	249.3	206.2	291.3	250.6	209.0	291.2
40～49	268.4	225.6	310.1	270.0	224.9	313.6
50～59	309.1	260.6	355.2	308.8	263.0	352.8
60～69	338.9	322.3	354.5	352.8	330.6	373.5
70～79	434.1	414.1	451.5	456.5	432.2	477.2
80歳以上 （再掲）	511.0	498.8	518.8	520.2	499.1	533.2
65歳以上	433.6	413.2	450.3	446.0	417.5	468.9
75歳以上	495.5	477.3	508.6	505.2	480.5	522.5

注：1）有訴者には入院者は含まないが、分母となる世帯員には入院者を含む。

2）「総数」には、年齢不詳を含む。

3）2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

図 17 性別にみた有訴者率の上位 5 症状（複数回答）



注：1）有訴者には入院者は含まないが、分母となる世帯員には入院者を含む。

2）2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

2 通院の状況

傷病で通院している者〔通院者〕は人口千人当たり 404.0（この割合を「通院者率」という。）となっている。

通院者率（人口千対）を性別にみると、男 388.1、女 418.8 で女が高くなっている。

年齢階級別にみると、「10～19 歳」の 140.1 が最も低く、年齢階級が高くなるにしたがって上昇し、「80 歳以上」で 730.3 となっている。（表 13）

傷病別にみると、男では「高血圧症」での通院者率が最も高く、次いで「糖尿病」、「歯の病気」、女では「高血圧症」が最も高く、次いで「脂質異常症（高コレステロール血症等）」、「眼の病気」となっている（図 18）。

表 13 性・年齢階級別にみた通院者率（人口千対）

（単位：人口千対）

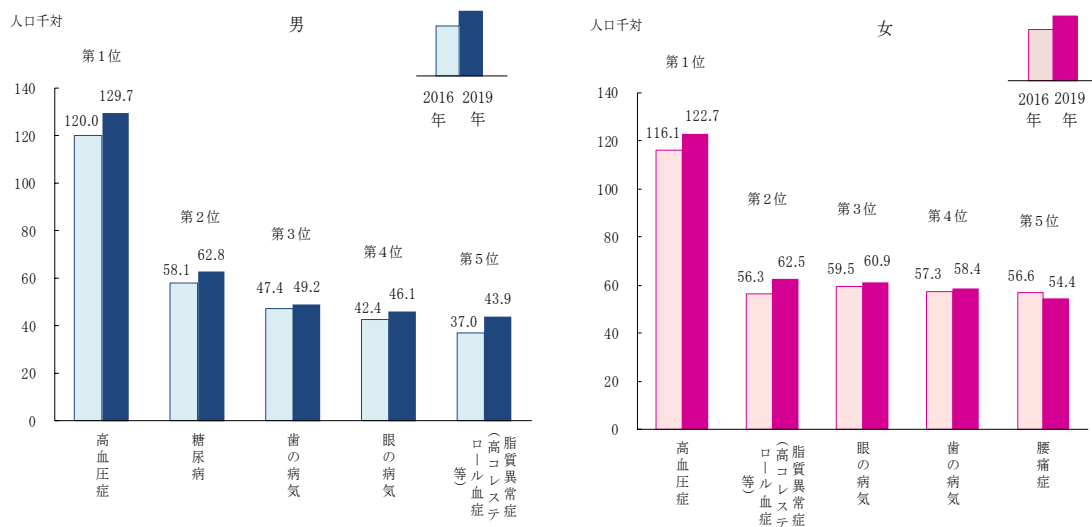
年齢階級	2019（令和元）年			2016（平成28）年		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	404.0	388.1	418.8	390.2	372.5	406.6
9歳以下	150.4	162.0	138.0	160.0	172.5	147.0
10～19	140.1	147.1	132.7	141.1	144.3	137.6
20～29	157.1	131.1	182.9	156.7	129.8	183.4
30～39	216.7	188.6	244.0	206.0	180.1	231.3
40～49	287.2	270.8	303.2	275.5	264.3	286.3
50～59	427.5	417.6	437.0	418.8	411.5	425.9
60～69	586.3	593.9	579.1	582.2	583.3	581.1
70～79	706.0	707.9	704.3	708.0	704.2	711.2
80歳以上 （再掲）	730.3	737.1	725.9	730.3	729.1	731.0
65歳以上	689.6	692.8	686.9	686.7	681.7	690.6
75歳以上	730.5	735.7	726.8	727.8	725.1	729.6

注：1）通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員には入院者を含む。

2）「総数」には、年齢不詳を含む。

3）2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

図 18 性別にみた通院者率の上位 5 傷病（複数回答）



注：1）通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員には入院者を含む。

2）2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

3 健康意識

6歳以上の者（入院者を除く。）について、健康意識の構成割合をみると、「健康と思っている」（「よい」「まあよい」「ふつう」を合わせた者。以下同じ。）は86.1%となっており、「あまりよくない」10.9%、「よくない」1.7%となっている。

「健康と思っている」の割合を性別にみると、男87.2%、女85.1%となっている。（表14）

表14 性別にみた健康意識の構成割合（6歳以上）

(単位：%) 2019（令和元）年

性	総数	健康と思っている			あまりよくない	よくない	不詳	
		よい	まあよい	ふつう				
総数	100.0	86.1	21.1	18.5	46.5	10.9	1.7	1.2
男	100.0	87.2	22.6	18.5	46.0	9.9	1.7	1.2
女	100.0	85.1	19.7	18.4	46.9	11.9	1.7	1.3

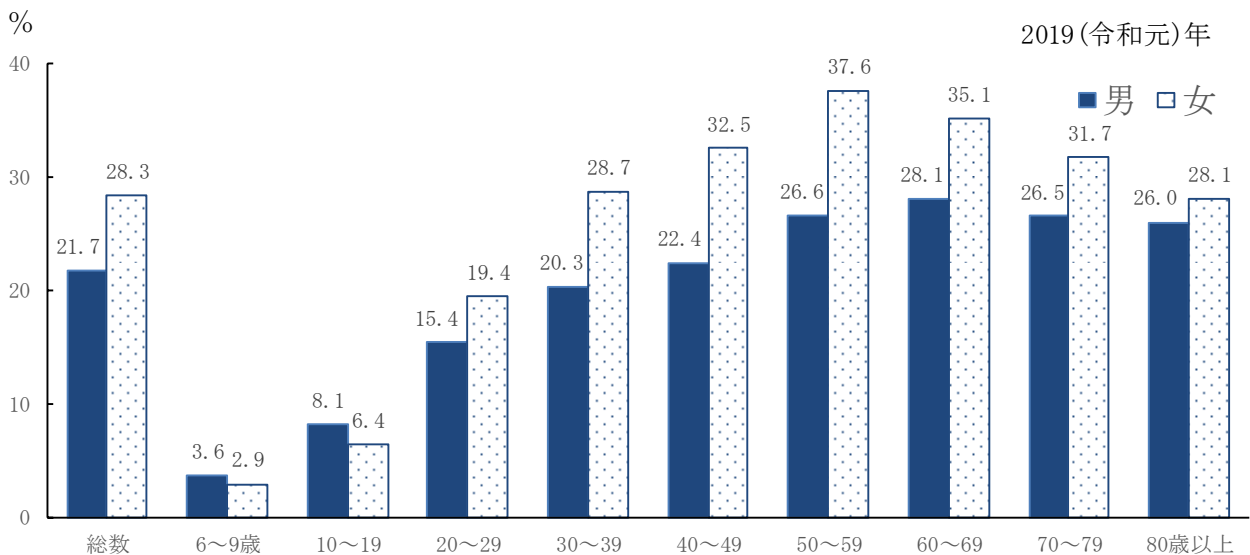
注：入院者は含まない。

4 サプリメントのような健康食品の摂取の状況

6歳以上の者（入院者を除く。）について、サプリメントのような健康食品を摂取している者の割合を性別にみると、男21.7%、女28.3%で女が高くなっている。

年齢階級別にみると、男は「60～69歳」の28.1%、女は「50～59歳」の37.6%が最も高くなっている。（図19）

図19 性・年齢階級別にみたサプリメントのような健康食品を摂取している者の割合（6歳以上）



注：入院者は含まない。

5 悩みやストレスの状況

12歳以上の者（入院者を除く。）について、日常生活での悩みやストレスの有無をみると「ある」が47.9%、「ない」が50.6%となっている（図20）。

悩みやストレスがある者の割合を性別にみると、男43.0%、女52.4%で女が高くなっており、年齢階級別にみると、男女ともに30代から50代が高く、男では約5割、女では約6割となっている（図21）。

図20 悩みやストレスの有無別構成割合（12歳以上）

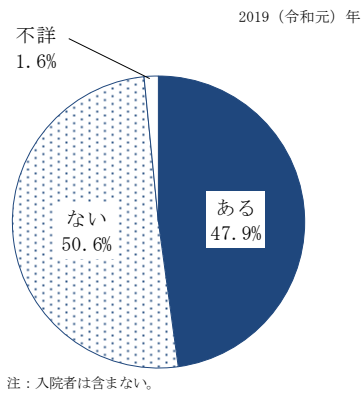
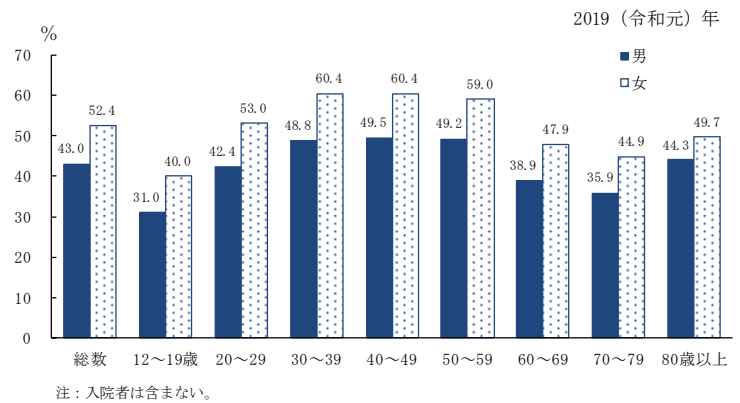


図21 性・年齢階級別にみた悩みやストレスがある者の割合（12歳以上）



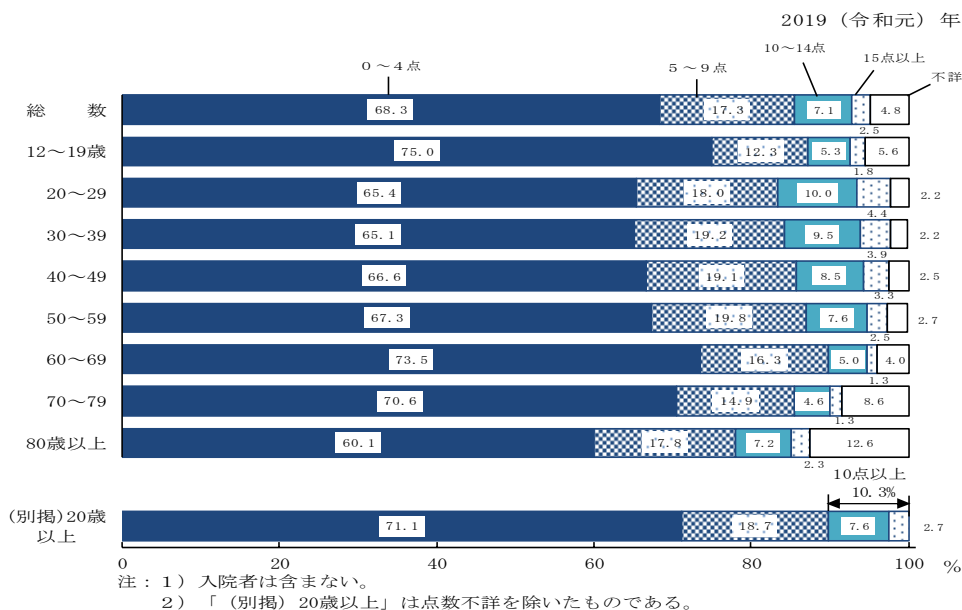
6 こころの状態

12歳以上の者（入院者を除く。）について、過去1か月間のこころの状態を点数階級別（6つの質問について、5段階（0～4点）で点数化して合計したもの）にみると、「0～4点」が68.3%と最も多くなっており、年齢階級別に点数階級をみてもすべての年齢階級で「0～4点」が最も多くなっている。

なお、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者（20歳以上で、10点以上）の割合は、10.3%となっている。（図22）

（参考）「健康日本 21（第2次）」の目標 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少 目標値：9.4% 【2022（令和4）年度】

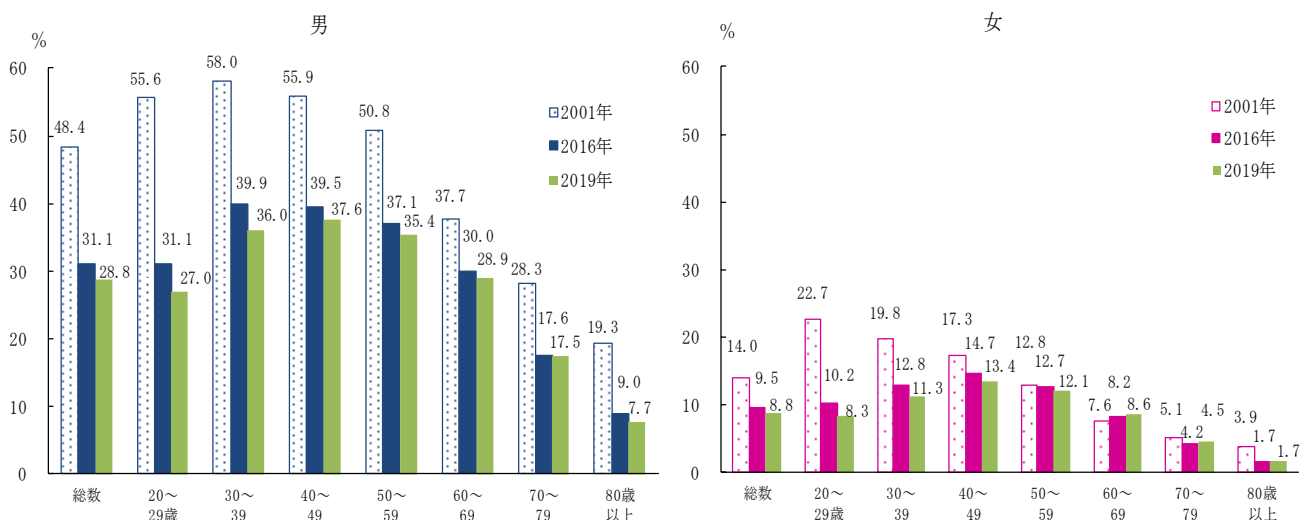
図22 年齢階級別にみたこころの状態(点数階級)の構成割合（12歳以上）



7 喫煙の状況

20歳以上の者（入院者を除く。）について、喫煙の状況を性・年齢階級別に2001（平成13）年と比較すると、「喫煙している」（「毎日吸っている」と「時々吸う日がある」を合わせた者）はほとんどの年齢階級で低下しており、男女とも「20～29歳」が最も低下している（図23）。

図23 性・年齢階級別にみた喫煙している者の年次比較（20歳以上）



注：1) 入院者は含まない。
2) 2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

8 健診（健康診断や健康診査）や人間ドックの受診状況

20歳以上の者（入院者を除く。）について、過去1年間の健診（健康診断や健康診査）や人間ドックの受診状況を性別にみると、男74.0%、女65.6%で男が高くなっており、年齢階級別にみると、男女ともに「50～59歳」が最も高く、男で81.8%、女で73.2%となっている（表15）。なお、40～74歳人口に占める健診受診率は73.3%である。

（参考）「未来投資戦略2017（中短期工程表）」の目標 各年度における40～74歳人口に占める当該年度に健診（特定健診を含む）を受診した者の割合 目標値：80%以上【2020（令和2）年まで】

表15 性・年齢階級別にみた健診や人間ドックを受けた者の割合（20歳以上）

性別	総数	2019（令和元）年							
		20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	（再掲）40～74歳
総数	69.6	68.4	69.1	76.4	77.4	70.3	64.7	53.3	73.3
男	74.0	70.9	77.9	81.4	81.8	73.3	66.0	56.0	77.2
女	65.6	65.9	60.5	71.5	73.2	67.4	63.5	51.6	69.7

注：入院者は含まない。

9 がん検診の受診状況

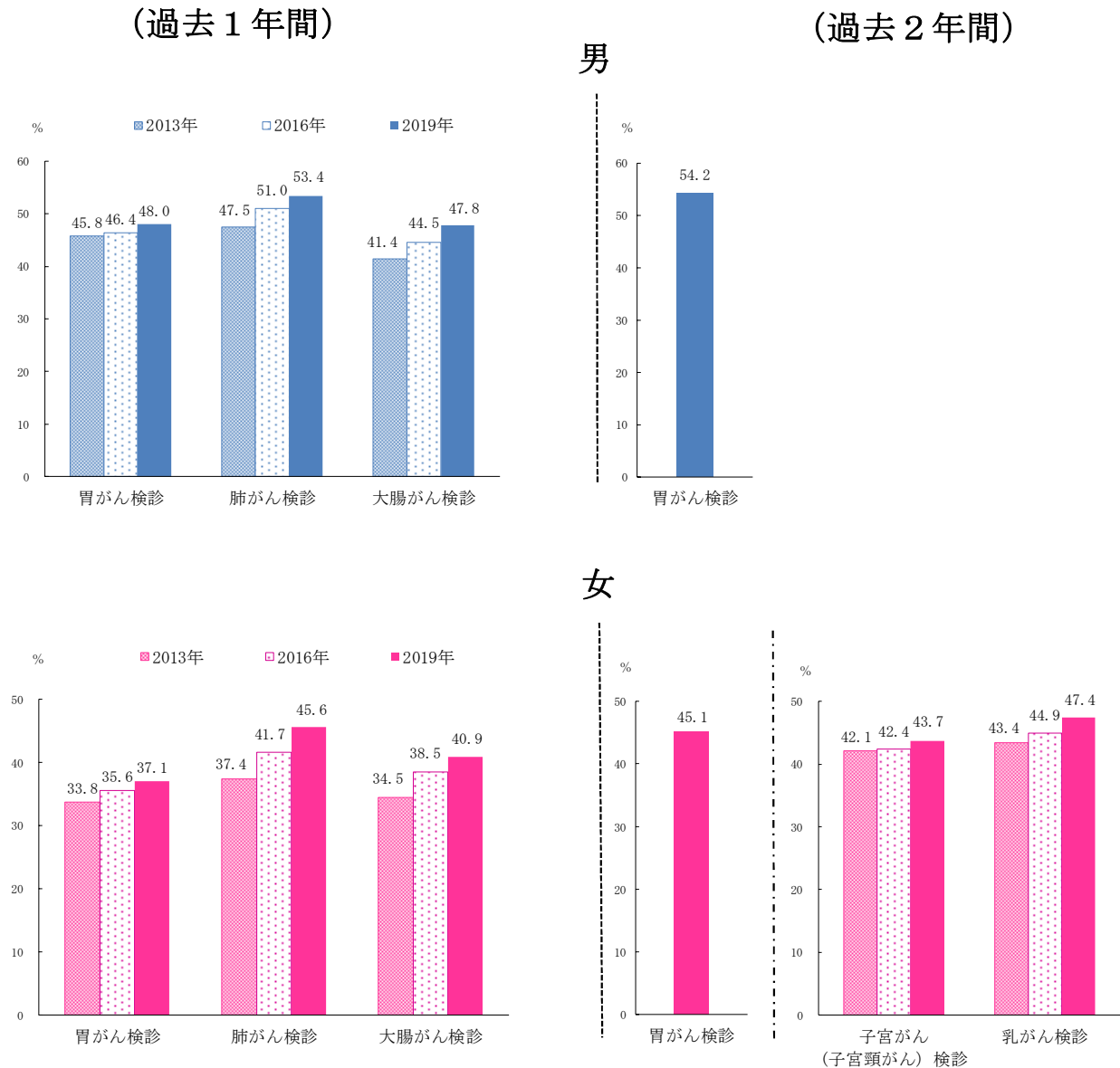
40歳から69歳の者（入院者を除く。）について、過去1年間に胃がん、肺がん、大腸がんの検診を受診した者の割合を性別にみると、男女とも「肺がん検診」が最も高く、男で53.4%、女で45.6%となっている。

過去2年間に胃がん（50歳から69歳。入院者を除く。）、子宮がん（子宮頸がん）（20歳から69歳。入院者を除く。）、乳がん（40歳から69歳。入院者を除く。）の検診を受診した者の割合を性別にみると、「胃がん検診」は男が54.2%、女が45.1%、「子宮がん（子宮頸がん）検診」（女のみ）は43.7%、「乳がん検診」（女のみ）は47.4%となっている。

また、いずれの検診においても上昇傾向となっている。（図24）

（参考） 「第3期がん対策推進基本計画」の目標
がん検診の受診率の向上 目標値：50%【2022（令和4）年度】

図24 性別にみたがん検診を受診した40歳から69歳（胃がん検診は過去2年間については50歳から69歳、子宮がん（子宮頸がん）検診は20歳から69歳）の者の割合



- 注： 1) 入院者は含まない。
 2) がん検診の受診率については、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき、算定年齢対象を40歳から69歳（子宮がん（子宮頸がん）検診は20歳から69歳）までとした。
 3) 胃がん検診の受診率については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添）の一部改正に基づき、2019（令和元）年調査以降は過去2年間の受診率についても算定し、過去2年間の受診率の算定対象年齢は50歳から69歳までとした。
 4) 2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

IV 介護の状況

1 要介護者等のいる世帯の状況

介護保険法の要支援又は要介護と認定された者のうち、在宅の者（以下「要介護者等」という。）のいる世帯の世帯構造をみると、「核家族世帯」が40.3%で最も多く、次いで「単独世帯」が28.3%、「その他の世帯」が18.6%となっている。

年次推移をみると、「核家族世帯」の割合は上昇傾向であり、「三世帯世帯」の割合が低下している。（表16）

表16 要介護者等のいる世帯の世帯構造の構成割合の年次推移

（単位：％）

年次	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲) 夫婦のみの 世帯	三世帯世帯	その他の 世帯	(再掲) 高齢者世帯
2001(平成13)年	100.0	15.7	29.3	18.3	32.5	22.4	35.3
'04(16)	100.0	20.2	30.4	19.5	29.4	20.0	40.4
'07(19)	100.0	24.0	32.7	20.2	23.2	20.1	45.7
'10(22)	100.0	26.1	31.4	19.3	22.5	20.1	47.0
'13(25)	100.0	27.4	35.4	21.5	18.4	18.7	50.9
'16(28)	100.0	29.0	37.9	21.9	14.9	18.3	54.5
'19(令和元)	100.0	28.3	40.3	22.2	12.8	18.6	57.1

注：2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

現在の要介護度の状況を世帯構造別にみると、「単独世帯」では要介護度の低い者のいる世帯の割合が高く、「核家族世帯」「三世帯世帯」では要介護度の高い者のいる世帯の割合が高くなっている（表17）。

表17 要介護者等のいる世帯の世帯構造別にみた現在の要介護度の構成割合

（単位：％）

2019(令和元)年

現在の 要介護度	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲) 夫婦のみの 世帯	三世帯世帯	その他の 世帯	(再掲) 高齢者世帯
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
要支援者のいる世帯	31.0	41.4	29.5	30.7	21.3	25.1	34.6
要支援1	14.7	21.5	13.4	14.6	9.5	10.6	17.3
要支援2	16.3	19.8	16.1	16.1	11.8	14.6	17.3
要介護者のいる世帯	66.4	55.7	67.3	66.6	76.5	73.5	62.9
要介護1	19.8	20.4	17.7	19.0	22.9	21.1	20.0
要介護2	20.7	16.9	20.7	22.1	23.2	24.9	20.0
要介護3	12.2	9.0	12.0	10.0	17.9	13.5	10.0
要介護4	7.5	5.9	8.1	7.6	6.6	9.5	7.3
要介護5	6.1	3.5	8.7	7.9	5.9	4.5	5.6

注：1) 「総数」には、要介護度不詳を含む。

2) 世帯に複数の要介護者等がいる場合は、要介護の程度が高い者のいる世帯に計上した。

3) 「現在の要介護度」とは、2019(令和元)年6月の要介護度をいう。

2 要介護者等の状況

要介護者等の年齢を年次推移で見ると、年齢が高い階級が占める割合が上昇している。2019（令和元）年の要介護者等の年齢を性別にみると、男は「80～84歳」の23.2%、女は「90歳以上」の28.6%が最も多くなっている。（図25、26）

図25 要介護者等の年齢階級別構成割合の年次推移

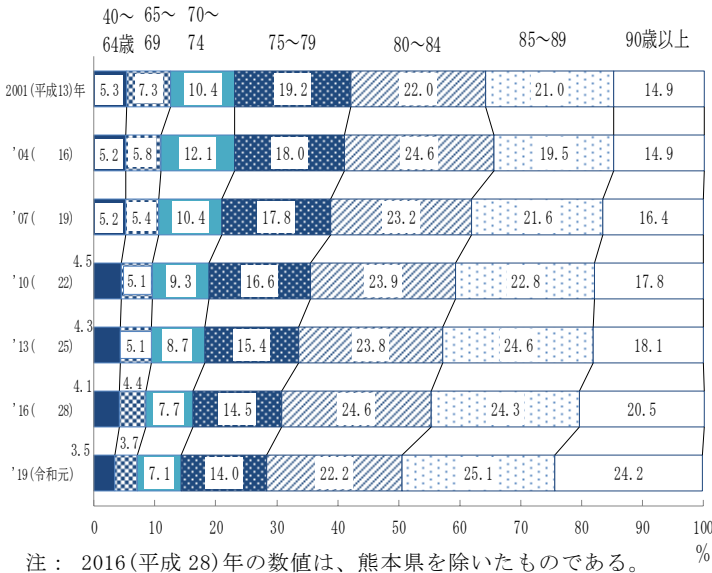
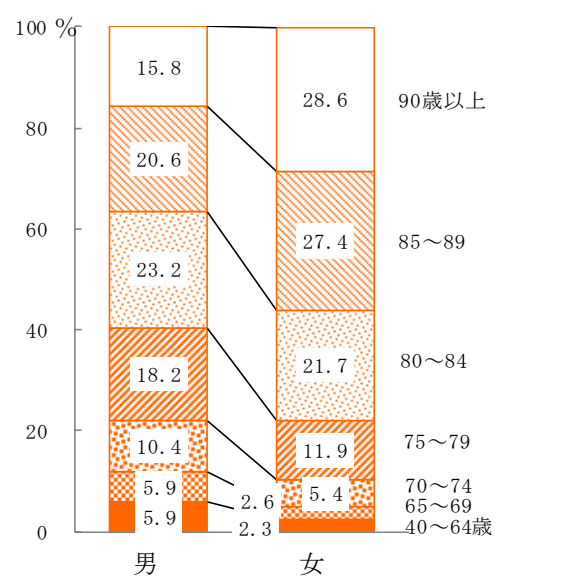


図26 性別にみた要介護者等の年齢階級別構成割合



介護が必要となった主な原因を現在の要介護度別にみると、要支援者では「関節疾患」が18.9%で最も多く、次いで「高齢による衰弱」が16.1%となっている。要介護者では「認知症」が24.3%で最も多く、次いで「脳血管疾患（脳卒中）」が19.2%となっている。（表18）

表18 現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因（上位3位）

(単位:%)		2019(令和元)年				
現在の要介護度	第1位	第2位	第3位			
総数	認知症	17.6	脳血管疾患（脳卒中）	16.1	高齢による衰弱	12.8
要支援者	関節疾患	18.9	高齢による衰弱	16.1	骨折・転倒	14.2
要支援1	関節疾患	20.3	高齢による衰弱	17.9	骨折・転倒	13.5
要支援2	関節疾患	17.5	骨折・転倒	14.9	高齢による衰弱	14.4
要介護者	認知症	24.3	脳血管疾患（脳卒中）	19.2	骨折・転倒	12.0
要介護1	認知症	29.8	脳血管疾患（脳卒中）	14.5	高齢による衰弱	13.7
要介護2	認知症	18.7	脳血管疾患（脳卒中）	17.8	骨折・転倒	13.5
要介護3	認知症	27.0	脳血管疾患（脳卒中）	24.1	骨折・転倒	12.1
要介護4	脳血管疾患（脳卒中）	23.6	認知症	20.2	骨折・転倒	15.1
要介護5	脳血管疾患（脳卒中）	24.7	認知症	24.0	高齢による衰弱	8.9

注：「現在の要介護度」とは、2019（令和元）年6月の要介護度をいう。

3 主な介護者の状況

主な介護者をみると、要介護者等と「同居」が54.4%で最も多く、次いで「別居の家族等」が13.6%となっている。

「同居」の主な介護者の要介護者等との続柄をみると、「配偶者」が23.8%で最も多く、次いで「子」が20.7%、「子の配偶者」が7.5%となっている。（図27）

また、「同居」の主な介護者を性別にみると、男35.0%、女65.0%で女が多く、これを年齢階級別にみると、男女とも「60～69歳」が28.5%、31.8%と最も多くなっている（図28）。

図27 要介護者等との続柄別主な介護者の構成割合

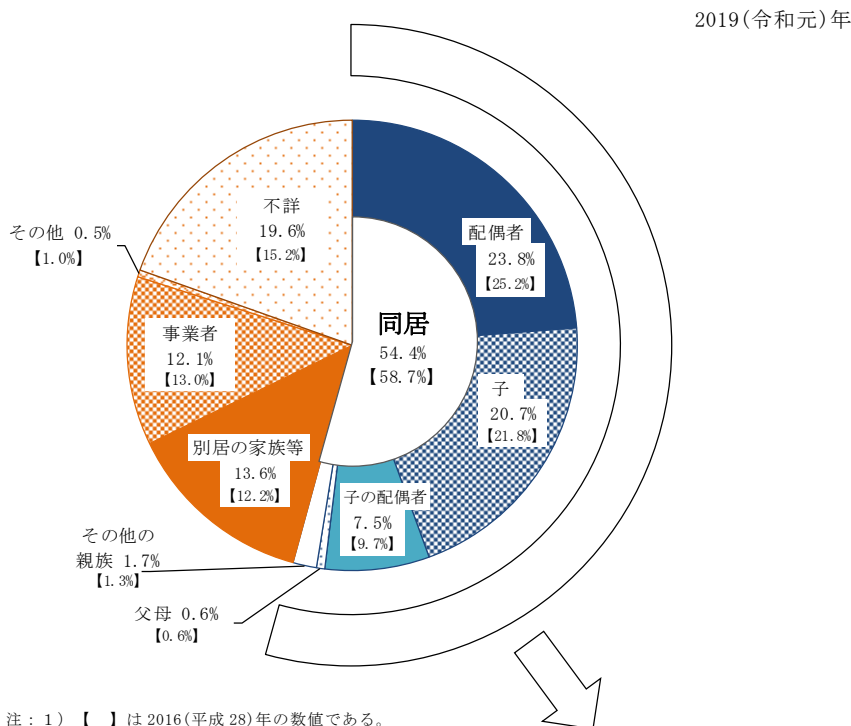
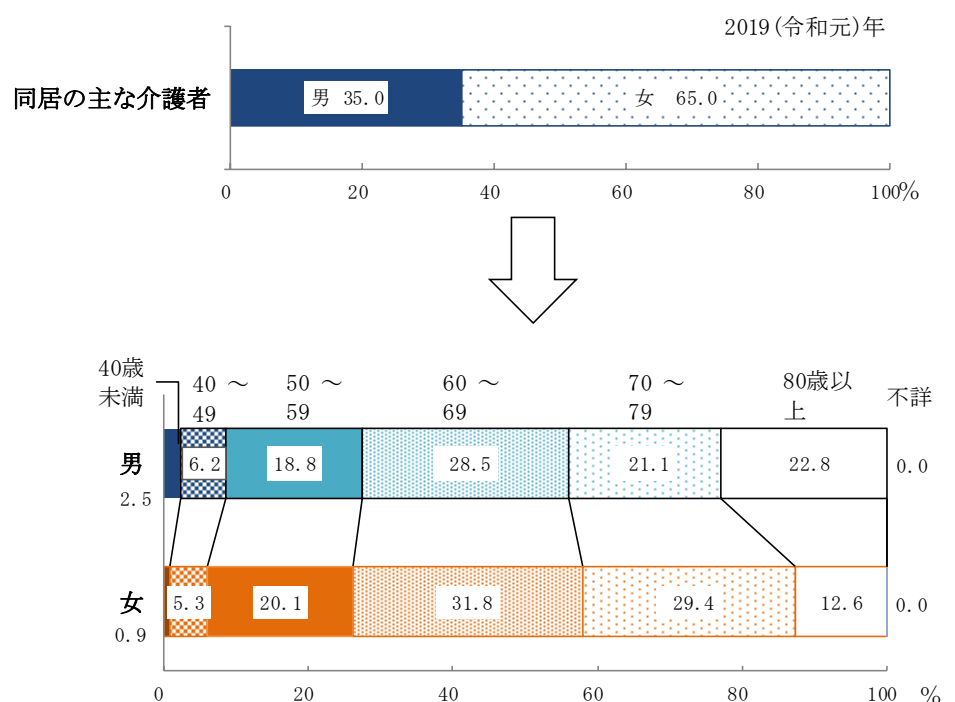


図28 同居の主な介護者の性・年齢階級別構成割合



同居の主な介護者と要介護者等の組合せを年齢階級別にみると、「70～79歳」の要介護者等では、「70～79歳」の者が介護している割合が56.0%、「80～89歳」の要介護者等では、「50～59歳」の者が介護している割合が31.6%で最も多くなっている（表19）。

年次推移をみると、60歳以上同士、65歳以上同士、75歳以上同士の組合せにおいて、いずれも上昇傾向となっている（図29）。

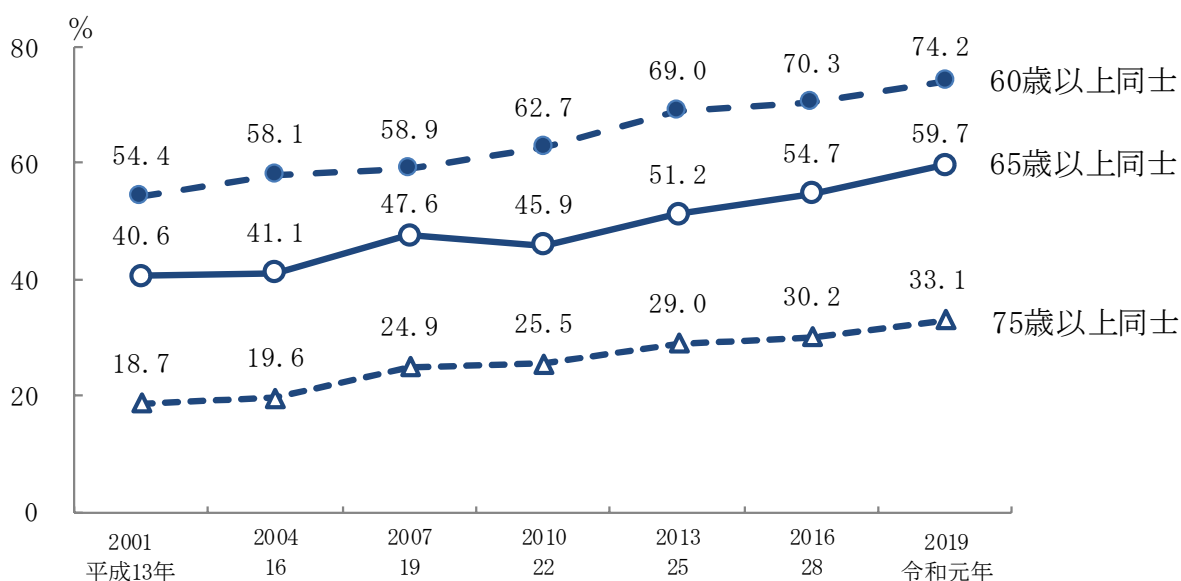
表19 要介護者等の年齢階級別にみた同居の主な介護者の年齢階級構成割合

(単位：%) 2019(令和元年)

同居の主な介護者の年齢階級	要介護者等								
	総数	40～64歳	65～69	70～79	80～89	90歳以上	(再掲) 60歳以上	(再掲) 65歳以上	(再掲) 75歳以上
総数	[100.0]	[4.1]	[4.2]	[23.7]	[42.7]	[25.3]	[97.6]	[95.9]	[83.5]
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40歳未満	1.5	1.8	7.4	1.8	1.1	0.6	1.5	1.4	1.1
40～49歳	5.6	16.0	4.4	9.5	4.3	2.5	5.1	5.1	4.8
50～59	19.6	24.4	5.7	9.6	31.6	10.3	19.2	19.4	21.7
60～69	30.6	29.5	59.3	12.7	21.6	58.2	31.3	30.7	29.1
70～79	26.5	18.8	21.6	56.0	16.2	18.4	26.5	26.8	24.8
80歳以上	16.2	9.5	1.6	10.2	25.1	10.1	16.4	16.4	18.5
(再掲)60歳以上	73.3	57.8	82.5	78.8	62.9	86.6	74.2	73.9	72.3
(再掲)65歳以上	58.8	39.2	65.9	77.1	47.5	62.8	59.4	59.7	57.2
(再掲)75歳以上	30.2	18.5	7.7	40.2	38.6	12.4	30.5	30.7	33.1

注：「総数」には、主な介護者の年齢不詳を含む。

図29 要介護者等と同居の主な介護者の年齢組合せ別の割合の年次推移

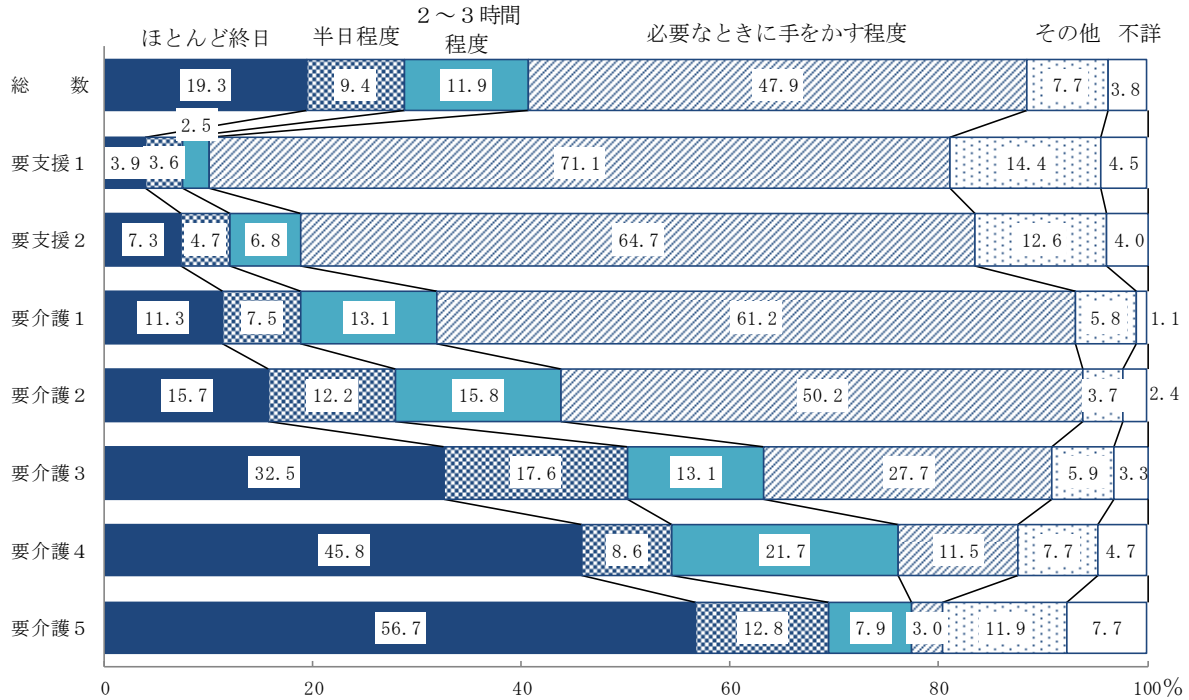


注：2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

同居の主な介護者の介護時間を要介護度別にみると、「要支援1」から「要介護2」までは「必要ときに手をかす程度」が多くなっているが、「要介護3」以上では「ほとんど終日」が最も多くなっている（図30）。

図30 要介護度別にみた同居の主な介護者の介護時間の構成割合

2019（令和元）年

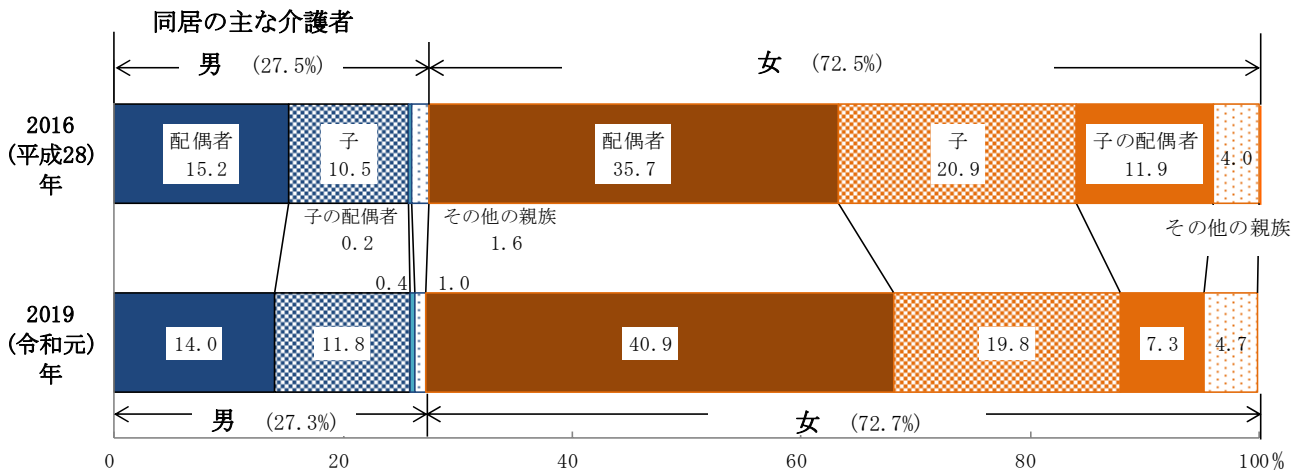


注：「総数」には要介護度不詳を含む。

介護時間が「ほとんど終日」の同居の主な介護者は、「男」が約3割、「女」が約7割となっている。

続柄別にみると、女の「配偶者」が最も多く、次いで女の「子」、男の「配偶者」の順となっている。（図31）

図31 介護時間が「ほとんど終日」の同居の主な介護者の要介護者等との続柄別構成割合



注：1）「その他の親族」には「父母」を含む。

2）2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

統 計 表

- 第1表 各種世帯別にみた世帯の状況
- 第2表 各種世帯別にみた所得の状況
- 第3表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態
- 第4表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況
- 第5表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況の年次推移
- 第6表 都道府県－21大都市（再掲）別にみた世帯構造・65歳以上の者のいる世帯・高齢者世帯・児童のいる世帯別世帯数
- 第7表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値
- 第8表 等価可処分所得金額階級別世帯員数の相対度数分布
- 第9表 性・年齢階級・症状（複数回答）別にみた世帯人員・有訴者数・有訴者率（人口千対）
- 第10表 性・年齢階級・傷病（複数回答）別にみた世帯人員・通院者数・通院者率（人口千対）
- 第11表 性・年齢階級別にみた6歳以上の者のサプリメントのような健康食品の摂取の状況
- 第12表 性・年齢階級別にみた12歳以上の者のこころの状態（点数階級）
- 第13表 性・年齢階級別にみた20歳以上のがん検診受診状況（複数回答）
- 第14表 性・都道府県－21大都市（再掲）別にみた有訴者率及び通院者率（人口千対）
- 第15表 現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合

第1表 各種世帯別にみた世帯の状況

2019(令和元)年

	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童の いる世帯	65歳以上の者 のいる世帯
世帯数(千世帯)	51 785	14 878	644	11 221	25 584
全世帯に占める割合(%)	100.0	28.7	1.2	21.7	49.4
平均世帯人員(人)	2.39	1.52	2.60	3.94	2.23
平均有業人員(人)	1.23	0.36	0.99	1.77	0.89
仕事ありの者がいる世帯の割合(%)	72.8	29.3	88.6	96.1	53.2
平均家計支出額(万円)	23.6	19.3	19.5	28.2	22.5

注：1)「平均有業人員」とは、世帯における仕事ありの平均世帯人員をいう。

2)「家計支出額」とは、2019(令和元)年5月中の家計上の支出金額(飲食費(外食費・嗜好品費を含む。)、住居費、光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他諸雑費など)をいい、税金、社会保険料は含まない。

第2表 各種世帯別にみた所得の状況

2019年調査

	全世帯	高齢者世帯	高齢者世帯 以外の世帯	母子世帯	児童の いる世帯	65歳以上の者 のいる世帯
1世帯当たり平均所得金額(万円)	552.3	312.6	659.3	306.0	745.9	468.8
1世帯当たり平均可処分所得金額(万円)	417.7	259.5	500.7	241.5	575.0	360.3
世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)	222.3	200.9	227.5	112.7	183.9	202.9
有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)	318.5	184.8	332.3	216.0	368.3	242.9
構 成 割	所得五分位階級	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	第I五分位 (第I五分位値)203万円	20.0	38.3	11.8	35.1	6.6
	第II五分位 (第II五分位値)350万円	20.0	32.5	14.4	36.2	8.4
	第III五分位 (第III五分位値)540万円	20.0	18.5	20.7	21.8	18.9
	第IV五分位 (第IV五分位値)820万円	20.0	7.2	25.7	3.9	32.5
	第V五分位	20.0	3.5	27.4	2.9	33.6
合 計 (%)	生活意識	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大変苦しい	21.8	19.7	22.8	41.9	25.5
	やや苦しい	32.6	31.9	32.8	44.8	34.9
	普通	39.9	42.9	38.6	10.4	35.6
	ややゆとりがある	4.7	4.4	4.8	2.9	3.3
	大変ゆとりがある	1.0	1.0	1.0	-	0.7

注：「可処分所得金額」は、平成30年から算出方法を変更している。

第3表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態

(単位：千人)

2019(令和元)年

性 年齢階級	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの 世帯	子と同居	夫婦と同居		配偶者のいない 子と同居	その他の 親族と同居	非親族と 同居
					子	夫婦			
男	16 964	2 577	8 138	5 493	1 214	4 279		737	18
65～69歳	4 919	796	2 142	1 571	179	1 392		404	6
70～74	4 406	686	2 203	1 320	228	1 092		190	6
75～79	3 570	487	1 916	1 087	227	860		79	2
80歳以上	4 069	607	1 878	1 515	580	935		65	4
女	20 667	4 793	7 069	8 034	2 542	5 491		755	17
65～69歳	5 208	783	2 290	1 813	305	1 508		316	7
70～74	4 897	956	2 114	1 643	338	1 305		179	4
75～79	4 235	1 064	1 571	1 507	419	1 088		91	2
80歳以上	6 327	1 990	1 095	3 070	1 480	1 590		169	3

第4表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況

(単位：千世帯)

2019(令和元)年

末子の年齢階級	総 数	仕事あり	仕事なし			
			正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	そ の 他	
総 数	10 872	7 869	2 843	4 105	921	3 003
0歳	779	389	261	86	41	390
1	787	460	261	152	47	327
2	722	455	208	200	47	267
3	662	436	184	202	51	226
4	639	451	177	217	56	188
5	591	417	139	225	53	174
6	596	434	149	238	48	161
7～8	1 110	845	253	491	101	265
9～11	1 676	1 326	385	774	167	350
12～14	1 671	1 333	406	768	159	338
15～17	1 638	1 322	419	753	150	316

注：1) 母の「仕事の有無不詳」を含まない。

2) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

第5表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況の年次推移

(単位：%)

末子の年齢階級	正規の職員・従業員			非正規の職員・従業員			仕事なし		
	2013年 (平成25年)	2016年 (平成28年)	2019年 (令和元年)	2013年 (平成25年)	2016年 (平成28年)	2019年 (令和元年)	2013年 (平成25年)	2016年 (平成28年)	2019年 (令和元年)
総 数	19.4	22.0	26.2	34.6	36.3	37.8	36.9	32.8	27.6
0歳	21.3	25.7	33.6	8.3	9.0	11.0	65.3	60.7	50.1
1	22.3	25.7	33.2	16.2	18.0	19.3	54.4	49.9	41.6
2	20.1	22.9	28.9	21.1	23.4	27.7	51.2	46.1	36.9
3	17.1	22.0	27.8	25.7	30.1	30.5	49.2	40.3	34.1
4	17.7	20.8	27.7	33.4	35.7	34.0	39.6	35.9	29.5
5	17.0	20.2	23.5	36.3	34.5	38.0	36.8	35.4	29.5
6	16.7	21.6	25.1	36.3	36.2	39.9	37.4	32.8	27.1
7～8	18.1	19.4	22.8	41.3	43.1	44.2	31.4	28.7	23.8
9～11	18.2	19.9	23.0	43.3	45.9	46.2	28.2	24.2	20.9
12～14	20.2	22.3	24.3	44.3	44.3	46.0	25.7	23.0	20.2
15～17	20.8	22.3	25.6	45.5	45.3	45.9	22.9	21.5	19.3

注：母の「仕事の有無不詳」を含まない総数に対する割合である。

第6表 都道府県－21大都市（再掲）別にみた世帯構造・

(単位：千世帯)

都道府県 21大都市(再掲)	総数	単独世帯	核家族世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯
全 国	51 785	14 907	30 973	12 639	14 718	3 616
北海道	2 457	796	1 461	736	524	201
青森県	510	146	269	119	107	43
岩手県	480	128	247	103	102	42
宮城県	924	260	517	209	248	61
秋田県	377	96	195	84	83	28
山形県	383	83	194	78	91	25
福島県	693	177	366	140	178	48
茨城県	1 066	235	646	261	316	69
栃木県	735	165	443	182	200	61
群馬県	758	192	465	176	225	63
埼玉県	2 985	804	1 929	756	973	199
千葉県	2 685	854	1 550	645	715	190
東京都	6 092	2 094	3 610	1 418	1 770	422
神奈川県	3 784	1 064	2 420	927	1 242	251
新潟県	828	195	452	185	208	60
富山県	375	79	208	83	103	23
石川県	438	112	261	99	133	29
福井県	276	65	146	58	70	18
山梨県	323	80	198	81	93	24
長野県	793	194	472	198	218	56
岐阜県	732	167	428	178	204	45
静岡県	1 405	348	833	350	388	95
愛知県	2 908	786	1 808	671	975	162
三重県	692	174	428	168	215	45
滋賀県	512	108	334	117	187	30
京都府	1 091	332	656	256	318	81
大阪府	3 783	1 201	2 305	867	1 126	312
兵庫県	2 266	644	1 411	581	679	151
奈良県	522	114	341	150	157	34
和歌山県	380	93	239	107	105	27
鳥取県	209	49	114	47	50	17
島根県	259	69	133	62	56	16
岡山県	734	185	449	180	225	44
広島県	1 177	356	701	298	332	71
山口県	574	158	345	164	139	43
徳島県	293	80	171	72	82	18
香川県	392	109	231	97	107	27
愛媛県	582	169	346	162	144	40
高知県	309	100	179	76	80	23
福岡県	2 206	732	1 258	541	567	150
佐賀県	304	76	168	66	78	24
長崎県	574	184	316	152	125	40
熊本県	666	152	399	172	178	48
大宮	475	139	274	122	125	27
宮崎	457	131	277	126	122	29
鹿児島県	743	259	427	209	172	47
沖縄県	579	172	351	113	181	57
(再掲)						
東京都	4 321	1 601	2 438	938	1 193	307
札幌市	937	319	559	266	226	67
仙台市	481	157	276	119	126	31
さいたま市	537	146	355	123	195	37
千葉市	421	120	266	113	124	28
横濱市	1 535	425	1 008	364	549	94
川崎市	660	214	403	153	211	39
相模原市	295	77	191	76	91	24
新潟市	315	83	180	72	84	23
静岡市	270	70	160	59	80	20
浜松市	297	67	185	76	91	19
名古屋	969	301	576	227	288	61
京都市	651	229	367	142	176	49
大阪市	1 303	541	687	263	309	114
堺市	329	85	218	79	113	26
神戸市	693	231	425	188	190	48
岡山市	285	68	186	72	97	18
広島市	518	176	304	123	155	25
北九州市	444	176	242	105	104	34
福岡市	756	303	400	170	182	48
熊本市	293	74	187	73	93	22

65歳以上の者のいる世帯・高齢者世帯・児童のいる世帯別世帯数

2019(令和元)年

三世代世帯	その他の世帯	65歳以上の者のいる世帯	高齢者世帯	児童のいる世帯	都道府県 21大都市(再掲)
2 627	3 278	25 584	14 878	11 221	全 国
59	141	1 233	827	407	北海道
48	47	288	144	100	青森県
53	51	297	138	98	岩手県
71	76	427	208	204	宮城県
45	41	233	110	78	秋田県
64	43	242	99	94	山形県
76	74	371	176	180	福島県
101	84	578	286	246	茨城県
69	59	397	187	156	栃木県
47	55	380	196	172	群馬県
111	142	1 389	803	680	埼玉県
128	153	1 305	758	515	千葉県
112	276	2 716	1 762	1 215	東京都
114	186	1 740	1 090	869	神奈川県
101	80	465	206	196	新潟県
51	37	224	97	88	富山県
32	33	209	111	115	石川県
37	28	158	70	64	福井県
21	23	165	87	69	福山県
64	63	430	220	185	山梨県
79	59	407	196	175	岐阜県
112	112	748	392	321	静岡県
153	161	1 269	710	741	愛知県
42	48	349	200	166	三重県
38	32	233	120	147	滋賀県
38	66	552	334	209	京都府
93	184	1 754	1 108	773	大阪府
84	127	1 156	732	477	兵庫県
32	34	292	171	113	奈良県
21	26	212	127	82	和歌山県
24	23	126	57	43	鳥取県
29	27	160	82	58	島根県
47	54	373	210	187	岡山県
48	72	567	357	254	広島県
28	44	339	208	108	山口県
18	24	157	95	69	徳島県
22	29	202	116	86	香川県
21	46	307	198	113	愛媛県
10	19	170	110	57	高知県
92	125	1 023	621	446	福岡県
32	28	165	75	85	佐賀県
33	41	317	197	114	長崎県
55	60	363	196	156	熊本県
25	37	240	144	116	宮崎県
17	32	230	150	97	大分県
17	39	373	251	143	鹿児島県
18	38	249	145	153	沖縄県
78	204	1 910	1 255	846	(再掲) 東京都
12	48	397	271	159	札幌市
16	32	193	115	100	仙台市
10	25	192	112	137	さいたま市
12	24	210	130	77	千葉市
35	69	703	472	398	横浜市
13	31	254	155	147	川崎市
11	17	142	79	60	相模原市
28	24	168	86	67	新潟市
19	22	144	74	61	静岡市
24	21	151	78	77	浜松市
37	54	459	281	212	名古屋
19	35	327	206	112	京都市
18	57	622	429	222	大阪市
12	13	154	94	86	堺市
11	25	352	255	126	神戸市
12	18	133	77	73	岡山市
14	25	215	143	121	広島市
9	17	207	148	80	北九州市
17	36	269	165	142	福岡市
14	18	132	78	76	熊本

第7表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値

2019年調査

所得金額階級	全世帯		高齢者世帯		高齢者世帯以外の世帯		母子世帯		児童のいる世帯		65歳以上の者のいる世帯	
	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)
総数	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0
50万円未満	1.2	1.2	2.0	2.0	0.9	0.9	-	-	0.2	0.2	1.3	1.3
50～100	6.4	5.2	12.6	10.7	3.6	2.8	2.8	2.8	1.8	1.6	8.3	7.0
100～150	12.7	6.3	24.6	12.0	7.4	3.8	17.2	14.4	4.0	2.3	16.5	8.2
150～200	19.0	6.3	36.9	12.3	11.1	3.7	31.0	13.8	6.2	2.1	25.1	8.6
200～250	25.9	6.9	48.6	11.7	15.8	4.7	47.6	16.7	9.3	3.1	34.1	9.0
250～300	32.6	6.7	59.8	11.1	20.4	4.7	59.9	12.2	11.8	2.6	42.9	8.8
300～350	39.7	7.1	70.5	10.7	25.9	5.5	71.3	11.5	14.9	3.1	51.7	8.7
350～400	45.4	5.7	78.0	7.5	30.9	4.9	80.6	9.3	18.2	3.3	58.4	6.8
400～450	51.0	5.6	83.6	5.6	36.4	5.5	86.8	6.2	22.8	4.6	64.0	5.5
450～500	55.9	4.9	87.3	3.7	41.9	5.5	90.0	3.3	28.0	5.1	68.5	4.5
500～600	64.6	8.7	92.0	4.7	52.3	10.5	94.8	4.7	40.4	12.4	75.5	7.0
600～700	72.6	8.1	94.8	2.8	62.8	10.4	96.5	1.7	53.4	13.0	81.3	5.8
700～800	78.8	6.2	96.2	1.4	71.0	8.3	96.8	0.3	64.4	11.0	85.3	3.9
800～900	83.7	4.9	97.3	1.1	77.7	6.6	97.4	0.6	73.2	8.8	88.5	3.2
900～1000	87.7	4.0	98.0	0.7	83.2	5.5	97.4	-	79.7	6.5	91.4	2.9
1000万円以上	100.0	12.3	100.0	2.0	100.0	16.8	100.0	2.6	100.0	20.3	100.0	8.6
平均所得金額 (552万3千円) 以下の割合 (%)		61.1		89.8		48.3		93.1		35.2		72.5
中央値 (万円)		437		255		572		257		672		339

第8表 等価可処分所得金額階級別世帯員数の相対度数分布

(単位: %)

	全世帯員			子ども			子どもがいる現役世帯								
	2015 (平成27)年		2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年		2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年		2018 (平成30)年 新基準	大人が一人		大人が二人以上			
	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準			
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
40万円未満	1.2	1.5	1.8	1.1	1.7	1.9	1.0	1.5	1.7	2.3	4.8	4.8	0.9	1.3	1.5
40～60	2.7	2.5	2.6	2.7	2.5	2.9	2.6	2.5	3.0	8.4	7.0	7.7	2.3	2.3	2.7
60～80	3.1	3.0	3.1	2.5	2.7	2.7	2.4	2.6	2.6	13.5	8.2	8.0	1.8	2.3	2.3
80～100	3.7	3.3	3.4	3.5	3.1	3.1	3.1	2.7	2.6	12.4	10.2	10.4	2.6	2.3	2.2
100～120	4.2	3.7	4.0	3.6	2.7	2.7	3.3	2.4	2.6	13.3	13.0	13.9	2.7	1.8	2.0
120～140	4.7	4.4	4.5	3.7	3.9	3.9	3.5	3.4	3.5	7.8	13.4	12.8	3.3	2.9	3.0
140～160	5.4	4.7	4.7	4.8	3.9	3.6	4.6	3.4	3.2	9.1	8.5	8.1	4.3	3.1	2.9
160～180	5.8	5.4	5.7	6.0	4.4	5.0	5.6	4.0	4.5	9.5	7.2	6.5	5.4	3.9	4.4
180～200	6.0	5.9	6.2	6.2	5.7	5.8	6.1	5.2	5.4	5.4	6.9	6.7	6.1	5.1	5.4
200～240	11.9	11.9	12.0	12.4	12.7	12.7	12.1	12.0	12.3	4.7	8.1	9.5	12.5	12.2	12.5
240～280	10.4	10.1	10.3	13.1	11.5	12.3	13.2	12.3	12.7	4.8	4.8	4.1	13.7	12.6	13.2
280～320	9.1	8.7	8.6	11.2	11.8	11.5	11.4	12.2	11.9	2.5	2.9	2.5	12.0	12.7	12.4
320～360	7.1	7.8	7.7	8.9	9.7	9.7	9.1	9.7	9.6	1.5	1.8	2.2	9.5	10.1	10.0
360～400	5.6	6.4	6.3	6.1	7.1	6.5	6.7	7.6	7.1	1.4	0.6	1.0	7.0	8.0	7.4
400～500	9.0	9.9	9.5	7.5	9.3	9.0	8.3	10.4	10.0	1.4	1.6	0.8	8.7	10.8	10.5
500～600	4.9	5.3	4.7	4.0	3.8	3.4	4.1	4.2	3.9	0.8	0.3	0.3	4.3	4.5	4.1
600～700	2.2	2.7	2.4	1.4	2.0	1.8	1.6	2.2	2.0	0.7	0.3	0.3	1.7	2.4	2.1
700～800	1.0	1.0	0.9	0.4	0.6	0.4	0.4	0.7	0.5	-	-	-	0.4	0.8	0.5
800～900	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.7	-	-	0.3	0.2	0.3
900～1000	0.3	0.4	0.4	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	-	-	-	0.1	0.1	0.1
1000万円以上	0.9	0.9	0.8	0.4	0.7	0.5	0.3	0.6	0.5	-	0.5	0.5	0.3	0.7	0.5

注: 1) 2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

2) 2018 (平成30) 年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、
「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

第9表 性・年齢階級・症状（複数回答）別にみた世帯人員・有訴者数・有訴者率（人口千対）

（単位：千人、人口千対）

2019(令和元)年

世帯人員 症状	総数				男				女			
	総数		(再掲) 65歳以上		総数		(再掲) 65歳以上		総数		(再掲) 65歳以上	
	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率
世帯人員	123 873	・	37 631	・	59 809	・	16 964	・	64 064	・	20 667	・
自覚症状あり	37 471	302.5	16 316	433.6	16 198	270.8	7 010	413.2	21 273	332.1	9 305	450.3
熱がある	956	7.7	168	4.5	439	7.3	66	3.9	517	8.1	102	5.0
体がだるい	5 713	46.1	1 877	49.9	2 219	37.1	775	45.7	3 494	54.5	1 102	53.3
眠れない	3 658	29.5	1 840	48.9	1 408	23.5	654	38.5	2 249	35.1	1 186	57.4
いらいらしやすい	3 162	25.5	879	23.4	1 083	18.1	339	20.0	2 078	32.4	540	26.1
もの忘れする	4 101	33.1	2 950	78.4	1 630	27.2	1 192	70.2	2 471	38.6	1 759	85.1
頭痛	4 554	36.8	905	24.1	1 310	21.9	255	15.0	3 244	50.6	650	31.5
めまい	2 671	21.6	1 178	31.3	767	12.8	385	22.7	1 904	29.7	793	38.4
目のかすみ	5 215	42.1	3 187	84.7	2 110	35.3	1 305	76.9	3 105	48.5	1 882	91.1
物を見づらい	4 356	35.2	2 641	70.2	1 805	30.2	1 095	64.5	2 551	39.8	1 546	74.8
耳なりがする	3 651	29.5	2 167	57.6	1 576	26.4	1 026	60.5	2 074	32.4	1 140	55.2
きこえにくい	4 157	33.6	3 306	87.9	1 856	31.0	1 481	87.3	2 301	35.9	1 825	88.3
動悸	2 186	17.6	1 138	30.2	793	13.3	457	26.9	1 393	21.7	682	33.0
息切れ	2 262	18.3	1 554	41.3	1 082	18.1	777	45.8	1 181	18.4	777	37.6
前胸部に痛みがある	1 002	8.1	491	13.0	430	7.2	219	12.9	572	8.9	272	13.2
せきやたんが出る	6 102	49.3	2 624	69.7	2 968	49.6	1 352	79.7	3 134	48.9	1 272	61.6
鼻がつまる・鼻汁が出る	6 216	50.2	1 856	49.3	2 973	49.7	960	56.6	3 243	50.6	897	43.4
ゼイゼイする	1 127	9.1	548	14.6	538	9.0	274	16.2	589	9.2	274	13.2
胃のもたれ・むねやけ	2 796	22.6	1 420	37.7	1 080	18.1	542	32.0	1 716	26.8	878	42.5
下痢	2 179	17.6	621	16.5	1 146	19.2	351	20.7	1 033	16.1	270	13.1
便秘	4 315	34.8	2 583	68.6	1 518	25.4	1 088	64.1	2 797	43.7	1 495	72.3
食欲不振	1 194	9.6	641	17.0	473	7.9	274	16.2	721	11.3	367	17.7
腹痛・胃痛	2 202	17.8	619	16.5	781	13.1	242	14.3	1 421	22.2	377	18.3
痔による痛み・出血など	807	6.5	345	9.2	449	7.5	198	11.7	357	5.6	148	7.1
歯が痛い	2 016	16.3	839	22.3	955	16.0	409	24.1	1 061	16.6	430	20.8
歯ぐきのはれ・出血	2 260	18.2	1 076	28.6	986	16.5	471	27.8	1 274	19.9	605	29.3
かみにくい	2 331	18.8	1 812	48.2	994	16.6	776	45.7	1 337	20.9	1 037	50.2
発疹(じんま疹・できものなど)	2 258	18.2	674	17.9	952	15.9	331	19.5	1 306	20.4	342	16.6
かゆみ(湿疹・水虫など)	4 612	37.2	2 178	57.9	2 234	37.4	1 148	67.7	2 378	37.1	1 029	49.8
肩こり	10 711	86.5	3 929	104.4	3 421	57.2	1 345	79.3	7 289	113.8	2 585	125.1
腰痛	12 710	102.6	6 549	174.0	5 452	91.2	2 760	162.7	7 258	113.3	3 789	183.3
手足の関節が痛む	6 949	56.1	4 120	109.5	2 470	41.3	1 403	82.7	4 478	69.9	2 717	131.5
手足の動きが悪い	3 732	30.1	2 871	76.3	1 453	24.3	1 087	64.1	2 278	35.6	1 784	86.3
手足のしびれ	4 395	35.5	2 777	73.8	1 925	32.2	1 202	70.9	2 471	38.6	1 575	76.2
手足が冷える	2 841	22.9	1 871	49.7	843	14.1	636	37.5	1 998	31.2	1 236	59.8
足のむくみやだるさ	4 045	32.7	2 221	59.0	1 040	17.4	699	41.2	3 005	46.9	1 522	73.6
尿が出にくい・排尿時痛い	1 013	8.2	772	20.5	707	11.8	564	33.2	305	4.8	208	10.1
頻尿(尿の出る回数が多い)	4 091	33.0	3 132	83.2	2 325	38.9	1 837	108.3	1 766	27.6	1 295	62.7
尿失禁(尿がもれる)	1 661	13.4	1 379	36.7	555	9.3	483	28.5	1 106	17.3	896	43.4
月経不順・月経痛	1 112	17.4	-	-	・	・	・	・	1 112	17.4	-	-
骨折・ねんざ・脱きゅう	1 264	10.2	592	15.7	516	8.6	167	9.9	748	11.7	425	20.5
切り傷・やけどなどのけが	847	6.8	211	5.6	409	6.8	102	6.0	438	6.8	109	5.3
その他	2 018	16.3	734	19.5	868	14.5	318	18.7	1 150	17.9	416	20.1
(再掲)足腰に痛み	16 463	132.9	8 747	232.4	6 769	113.2	3 487	205.5	9 694	151.3	5 260	254.5

注：1) 有訴者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員には入院者を含む。

2) 「月経不順・月経痛」については、女性の世帯人員を分母として算出した。

3) (再掲)「足腰に痛み」とは、「腰痛」か「手足の関節が痛む」のいずれかもしくは両方の有訴者である。

4) 「総数」には、年齢不詳を含む。

第10表 性・年齢階級・傷病（複数回答）別にみた世帯人員・通院者数・通院者率（人口千対）

（単位：千人、人口千対）

2019(令和元)年

世帯人員 傷病	総数				男				女			
	総数		(再掲) 65歳以上		総数		(再掲) 65歳以上		総数		(再掲) 65歳以上	
	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率
世帯人員	123 873	・	37 631	・	59 809	・	16 964	・	64 064	・	20 667	・
通院あり	50 045	404.0	25 948	689.6	23 214	388.1	11 752	692.8	26 831	418.8	14 196	686.9
糖尿病	6 183	49.9	4 218	112.1	3 757	62.8	2 440	143.9	2 427	37.9	1 778	86.0
肥満症	573	4.6	300	8.0	301	5.0	130	7.7	272	4.2	170	8.2
脂質異常症(高コレステロール血症等)	6 630	53.5	4 181	111.1	2 628	43.9	1 402	82.7	4 002	62.5	2 779	134.5
甲状腺の病気	1 615	13.0	795	21.1	300	5.0	153	9.0	1 315	20.5	642	31.0
うつ病やその他のこころの病気	2 433	19.6	539	14.3	955	16.0	159	9.3	1 478	23.1	381	18.4
認知症	764	6.2	748	19.9	264	4.4	255	15.0	501	7.8	494	23.9
パーキンソン病	235	1.9	205	5.4	114	1.9	97	5.7	121	1.9	108	5.2
その他の神経の病気(神経痛・麻痺等)	849	6.9	418	11.1	366	6.1	166	9.8	483	7.5	252	12.2
眼の病気	6 658	53.7	5 015	133.3	2 758	46.1	2 012	118.6	3 900	60.9	3 003	145.3
耳の病気	1 312	10.6	862	22.9	546	9.1	355	20.9	766	12.0	507	24.5
高血圧症	15 615	126.1	11 142	296.1	7 755	129.7	5 103	300.8	7 860	122.7	6 039	292.2
脳卒中(脳出血、脳梗塞等)	1 363	11.0	1 081	28.7	864	14.4	675	39.8	499	7.8	406	19.7
狭心症・心筋梗塞	2 229	18.0	1 821	48.4	1 429	23.9	1 120	66.0	800	12.5	702	33.9
その他の循環器系の病気	2 257	18.2	1 697	45.1	1 235	20.6	909	53.6	1 023	16.0	788	38.1
急性鼻咽頭炎(かぜ)	555	4.5	149	3.9	218	3.6	57	3.4	337	5.3	92	4.4
アレルギー性鼻炎	2 915	23.5	985	26.2	1 275	21.3	421	24.8	1 640	25.6	564	27.3
慢性閉塞性肺疾患(COPD)	200	1.6	174	4.6	160	2.7	140	8.3	40	0.6	34	1.6
喘息	1 668	13.5	639	17.0	721	12.1	264	15.6	948	14.8	375	18.1
その他の呼吸器系の病気	1 246	10.1	792	21.1	689	11.5	440	25.9	557	8.7	353	17.1
胃・十二指腸の病気	1 793	14.5	1 219	32.4	889	14.9	611	36.0	904	14.1	607	29.4
肝臓・胆のうの病気	1 014	8.2	628	16.7	540	9.0	321	18.9	474	7.4	308	14.9
その他の消化器系の病気	1 566	12.6	922	24.5	810	13.5	485	28.6	755	11.8	437	21.2
歯の病気	6 687	54.0	3 159	83.9	2 943	49.2	1 403	82.7	3 744	58.4	1 756	85.0
アトピー性皮膚炎	1 364	11.0	140	3.7	733	12.3	81	4.8	631	9.8	59	2.8
その他の皮膚の病気	2 538	20.5	1 047	27.8	1 191	19.9	546	32.2	1 347	21.0	501	24.2
痛風	1 254	10.1	646	17.2	1 195	20.0	600	35.4	59	0.9	46	2.2
関節リウマチ	889	7.2	577	15.3	212	3.6	143	8.4	676	10.6	434	21.0
関節症	2 561	20.7	1 758	46.7	762	12.7	500	29.5	1 799	28.1	1 259	60.9
肩こり症	2 992	24.2	1 537	40.9	874	14.6	465	27.4	2 119	33.1	1 072	51.9
腰痛症	5 937	47.9	3 840	102.0	2 450	41.0	1 529	90.2	3 487	54.4	2 310	111.8
骨粗しょう症	2 307	18.6	2 103	55.9	151	2.5	136	8.0	2 156	33.7	1 967	95.2
腎臓の病気	1 232	9.9	840	22.3	755	12.6	532	31.4	477	7.5	307	14.9
前立腺肥大症	1 616	27.0	1 467	86.5	1 616	27.0	1 467	86.5	・	・	・	・
閉経期又は閉経後障害(更年期障害等)	251	3.9	27	1.3	・	・	・	・	251	3.9	27	1.3
骨折	823	6.6	532	14.1	286	4.8	125	7.3	537	8.4	408	19.7
骨折以外のけが・やけど	820	6.6	251	6.7	392	6.6	102	6.0	428	6.7	149	7.2
貧血・血液の病気	793	6.4	413	11.0	229	3.8	166	9.8	564	8.8	247	11.9
悪性新生物(がん)	1 193	9.6	757	20.1	528	8.8	418	24.6	665	10.4	339	16.4
妊娠・産褥(切迫流産、前置胎盤等)	143	2.2	・	・	・	・	・	・	143	2.2	・	・
不妊症	126	1.0	・	・	8	0.1	・	・	118	1.8	・	・
その他	3 285	26.5	943	25.1	1 178	19.7	363	21.4	2 108	32.9	580	28.0
不 明	186	1.5	77	2.0	72	1.2	25	1.5	114	1.8	52	2.5

注：1) 通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員には入院者を含む。

2) 「前立腺肥大症」については、男性の世帯人員を分母として算出した。

3) 「閉経期又は閉経後障害」「妊娠・産褥」については、女性の世帯人員を分母として算出した。

4) 「総数」には、年齢不詳を含む。

第 11 表 性・年齢階級別にみた 6 歳以上の者のサプリメントのような健康食品の摂取の状況

(単位:千人)

2019(令和元)年

性 年齢階級	総数	健康食品を摂取 している	健康食品を摂取 していない	不詳
総数	113 670	28 565	83 606	1 499
6～9歳	4 141	136	3 785	220
10～19	10 964	799	10 062	103
20～29	8 956	1 561	7 325	70
30～39	12 364	3 040	9 244	81
40～49	17 442	4 796	12 546	100
50～59	16 077	5 186	10 764	127
60～69	17 863	5 667	12 010	187
70～79	16 379	4 796	11 234	349
80歳以上	9 484	2 586	6 636	262
(再掲)65歳以上	35 660	10 417	24 513	731
(再掲)75歳以上	16 932	4 787	11 700	446
男	54 777	11 891	42 186	700
6～9歳	2 144	77	1 956	110
10～19	5 629	456	5 119	55
20～29	4 453	686	3 730	37
30～39	6 083	1 236	4 803	44
40～49	8 612	1 927	6 632	54
50～59	7 821	2 079	5 674	68
60～69	8 662	2 434	6 146	82
70～79	7 635	2 024	5 471	140
80歳以上	3 739	972	2 656	110
(再掲)65歳以上	16 140	4 310	11 526	305
(再掲)75歳以上	7 148	1 876	5 086	186
女	58 893	16 674	41 420	798
6～9歳	1 998	59	1 829	110
10～19	5 335	342	4 944	49
20～29	4 503	875	3 595	33
30～39	6 281	1 804	4 440	37
40～49	8 830	2 869	5 915	46
50～59	8 256	3 107	5 090	59
60～69	9 201	3 232	5 864	105
70～79	8 744	2 772	5 764	209
80歳以上	5 745	1 614	3 980	151
(再掲)65歳以上	19 520	6 107	12 988	426
(再掲)75歳以上	9 784	2 911	6 613	260

注:入院者は含まない。

第12表 性・年齢階級別にみた12歳以上の者のこころの状態（点数階級）

(単位:%) 2019(令和元)年

性 年齢階級	総数	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	不詳
総数	100.0	68.3	17.3	7.1	2.5	4.8
12～19歳	100.0	75.0	12.3	5.3	1.8	5.6
20～29	100.0	65.4	18.0	10.0	4.4	2.2
30～39	100.0	65.1	19.2	9.5	3.9	2.2
40～49	100.0	66.6	19.1	8.5	3.3	2.5
50～59	100.0	67.3	19.8	7.6	2.5	2.7
60～69	100.0	73.5	16.3	5.0	1.3	4.0
70～79	100.0	70.6	14.9	4.6	1.3	8.6
80歳以上	100.0	60.1	17.8	7.2	2.3	12.6
(再掲)65歳以上	100.0	68.8	15.8	5.3	1.5	8.6
(再掲)75歳以上	100.0	63.6	16.7	6.3	1.9	11.5
男	100.0	71.0	15.9	6.4	2.2	4.6
12～19歳	100.0	77.1	11.2	4.8	1.3	5.6
20～29	100.0	67.6	16.6	9.5	3.9	2.4
30～39	100.0	66.8	18.0	9.0	3.7	2.5
40～49	100.0	69.0	17.6	7.8	2.8	2.8
50～59	100.0	70.3	17.6	6.9	2.2	3.0
60～69	100.0	76.0	15.1	4.1	1.1	3.6
70～79	100.0	73.5	13.7	4.0	1.1	7.7
80歳以上	100.0	63.7	15.6	5.8	1.7	13.1
(再掲)65歳以上	100.0	72.1	14.4	4.4	1.2	8.0
(再掲)75歳以上	100.0	67.0	15.0	5.2	1.5	11.3
女	100.0	65.8	18.7	7.7	2.8	5.0
12～19歳	100.0	72.8	13.5	5.8	2.3	5.6
20～29	100.0	63.2	19.3	10.5	4.9	2.0
30～39	100.0	63.5	20.3	10.0	4.2	2.0
40～49	100.0	64.3	20.7	9.2	3.7	2.2
50～59	100.0	64.5	21.9	8.3	2.8	2.5
60～69	100.0	71.1	17.4	5.7	1.5	4.3
70～79	100.0	68.1	15.9	5.2	1.4	9.4
80歳以上	100.0	57.7	19.2	8.2	2.6	12.3
(再掲)65歳以上	100.0	66.1	17.0	6.1	1.7	9.1
(再掲)75歳以上	100.0	61.0	17.9	7.2	2.2	11.7

注:入院者は含まない。

第13表 性・年齢階級別にみた20歳以上のがん検診受診状況（複数回答）

(単位:千人) 2019(令和元)年

性 年齢階級	総数	過去1年間に受診した者			過去2年間に受診した者		
		胃がん 検診	肺がん 検診	大腸がん 検診	胃がん 検診	子宮がん (子宮頸がん) 検診	乳がん検診
総数	98 565	33 013	40 312	34 764	38 413	18 464	17 546
20～29歳	8 956	397	1 540	563	456	1 159	391
30～39	12 364	2 523	3 403	2 377	2 931	3 227	1 904
40～49	17 442	7 229	8 320	7 397	8 275	4 808	4 674
50～59	16 077	7 307	8 491	7 562	8 299	3 950	4 213
60～69	17 863	7 255	8 581	7 765	8 511	3 047	3 567
70～79	16 379	5 984	7 016	6 590	7 093	1 838	2 259
80歳以上	9 484	2 318	2 961	2 510	2 847	435	538
(再掲)40歳以上	77 245	30 093	35 369	31 824	35 026	14 078	15 252
(再掲)65歳以上	35 660	12 091	14 499	13 218	14 423	3 789	4 595
(再掲)75歳以上	16 932	4 952	5 990	5 378	5 999	1 132	1 411
男	47 004	17 932	21 050	18 164	20 260	.	.
20～29歳	4 453	217	801	299	249	.	.
30～39	6 083	1 522	1 993	1 382	1 700	.	.
40～49	8 612	4 061	4 445	3 944	4 469	.	.
50～59	7 821	4 029	4 442	3 980	4 429	.	.
60～69	8 662	3 950	4 508	4 060	4 513	.	.
70～79	7 635	3 022	3 493	3 281	3 541	.	.
80歳以上	3 739	1 132	1 369	1 218	1 358	.	.
(再掲)40歳以上	36 468	16 194	18 257	16 483	18 310	.	.
(再掲)65歳以上	16 140	6 170	7 197	6 620	7 238	.	.
(再掲)75歳以上	7 148	2 438	2 843	2 621	2 909	.	.
女	51 561	15 081	19 262	16 601	18 153	18 464	17 546
20～29歳	4 503	181	740	264	207	1 159	391
30～39	6 281	1 001	1 410	995	1 231	3 227	1 904
40～49	8 830	3 168	3 875	3 453	3 806	4 808	4 674
50～59	8 256	3 278	4 048	3 582	3 871	3 950	4 213
60～69	9 201	3 305	4 073	3 705	3 999	3 047	3 567
70～79	8 744	2 962	3 523	3 309	3 552	1 838	2 259
80歳以上	5 745	1 186	1 592	1 291	1 489	435	538
(再掲)40歳以上	40 776	13 899	17 112	15 341	16 716	14 078	15 252
(再掲)65歳以上	19 520	5 922	7 302	6 598	7 184	3 789	4 595
(再掲)75歳以上	9 784	2 515	3 148	2 757	3 089	1 132	1 411

注:入院者は含まない。

第14表 性・都道府県－21大都市（再掲）別にみた有訴者率及び通院者率（人口千対）

都道府県 21大都市(再掲)		有訴者率			通院者率		
		総数	男	女	総数	男	女
全 国		302.5	270.8	332.1	404.0	388.1	418.8
北 海 道	北 道	303.1	269.9	332.0	445.9	430.4	459.4
	青 森	270.5	238.9	298.7	434.9	413.0	454.5
岩 手 県	岩 手	296.8	256.6	334.1	461.7	434.4	486.9
	宮 城	304.4	258.9	347.0	420.6	407.4	432.9
秋 田 県	秋 田	290.1	262.1	314.9	449.1	435.3	461.3
	山 形	295.2	261.6	326.0	445.2	428.6	460.5
山 福 茨	山 福	282.2	257.0	306.7	409.8	392.9	426.2
	茨 城	273.7	247.3	299.7	397.8	390.3	405.1
栃 木 県	栃 木	282.8	254.2	310.4	411.9	396.3	427.0
	群 馬	291.4	264.5	317.4	381.5	365.1	397.3
埼 千 東	埼 千	301.4	274.2	328.0	392.0	381.7	402.2
	東 京	296.5	264.9	327.8	399.1	388.2	409.9
神 奈 川 県	神 奈	311.9	276.8	344.3	400.6	374.8	424.3
	新 潟	306.5	270.5	340.9	396.1	384.9	406.7
富 石 福	富 石	285.7	252.6	317.6	414.7	396.0	432.7
	福 山	299.0	271.1	325.0	399.5	380.9	416.9
山 梨 県	山 梨	283.6	248.7	315.7	372.4	350.6	392.4
	山 梨	299.0	264.3	332.4	385.3	366.9	402.9
山 梨 県	山 梨	273.3	239.7	306.0	393.5	375.9	410.6
	山 梨	303.5	275.8	329.7	416.8	403.9	429.0
岐 静 愛	岐 静	312.4	285.8	337.2	407.6	399.5	415.3
	愛 三	299.9	270.5	329.0	414.9	397.6	432.0
滋 賀 県	滋 賀	302.8	274.1	331.3	377.2	360.7	393.6
	滋 賀	294.1	277.3	309.6	387.0	384.8	389.1
京 大 兵	京 大	309.0	275.4	340.7	372.6	354.2	390.0
	兵 庫	331.9	295.3	365.4	418.8	400.4	435.6
和 歌 山 県	和 歌	314.7	282.0	343.8	402.9	384.6	419.2
	和 歌	310.7	281.3	337.1	416.1	409.2	422.4
鳥 島 岡	鳥 島	316.6	297.3	333.8	424.9	414.2	434.5
	岡 山	303.5	270.3	333.3	414.8	394.7	432.8
鳥 島 岡	鳥 島	311.8	281.6	340.0	413.0	392.8	431.8
	岡 山	325.5	292.7	356.0	446.1	428.7	462.3
山 口 県	山 口	287.6	258.3	315.3	384.7	371.7	397.1
	山 口	310.8	274.5	345.4	392.0	371.0	412.1
徳 香 愛	徳 香	317.5	279.8	351.5	432.7	413.2	450.2
	愛 高	311.4	276.4	344.0	391.7	377.7	404.8
高 福 岡	高 福	298.7	273.3	322.0	405.0	398.3	411.2
	高 福	304.9	271.0	334.0	419.9	406.2	431.7
佐 長 熊	佐 長	299.6	280.3	316.6	427.2	407.3	444.8
	熊 本	302.2	273.8	327.4	393.2	381.7	403.4
鹿 児 島 県	鹿 児	291.8	253.6	327.3	400.9	368.2	431.4
	鹿 児	296.7	261.8	327.5	433.9	410.7	454.4
沖 縄 県	沖 縄	311.9	283.3	337.5	418.0	397.3	436.5
	沖 縄	294.0	258.3	327.3	383.9	364.7	401.7
再 掲	大 宮	285.8	253.3	315.4	388.5	375.9	400.1
	鹿 児	294.8	258.8	327.0	412.5	399.9	423.9
再 掲	沖 縄	271.4	244.4	297.2	339.3	330.6	347.7
	東 京	306.4	272.9	336.8	396.6	366.8	423.6
札 仙 さい	札 仙	296.4	255.3	332.1	415.0	405.9	423.0
	さい	316.1	270.9	356.0	410.5	398.2	421.3
千 葉 市	千 葉	285.4	251.5	318.5	354.5	356.2	352.9
	千 葉	315.4	277.9	350.8	412.3	401.9	422.2
横 川 相	横 川	303.4	268.9	335.8	388.8	380.2	397.0
	川 崎	298.1	259.0	335.9	372.0	360.6	383.0
相 模 新	相 模	313.1	291.0	335.4	407.9	394.8	421.0
	新 静	292.8	263.6	320.1	416.3	397.3	434.0
静 岡 市	静 岡	305.2	271.5	337.2	415.8	394.2	436.3
	松 市	299.0	269.6	327.9	403.9	382.3	425.0
浜 名 古	浜 名	319.9	290.0	349.1	402.0	381.7	422.0
	古 屋	337.5	290.2	380.0	429.4	403.2	452.9
京 大 堺	京 大	328.9	297.2	357.3	423.1	392.4	450.6
	堺 市	295.5	264.8	323.1	385.6	361.9	406.9
神 戸 市	神 戸	314.7	292.8	333.9	424.3	420.3	427.9
	岡 山	297.5	271.0	321.7	382.3	365.1	398.0
広 北 福	広 北	302.4	271.9	331.9	373.7	346.6	399.9
	福 岡	302.4	280.2	323.0	397.9	375.4	418.8
熊 本 市	熊 本	302.0	269.9	329.0	376.5	365.1	386.0
	熊 本	315.1	289.7	337.6	387.8	373.7	400.2

注：有訴者、通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員には入院者を含む。

第15表 現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合

(単位：%)

2019(令和元)年

	総 数	要支援者		要介護者						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
認知症	17.6	5.2	6.5	4.0	24.3	29.8	18.7	27.0	20.2	24.0
脳血管疾患（脳卒中）	16.1	10.5	8.7	12.2	19.2	14.5	17.8	24.1	23.6	24.7
高齢による衰弱	12.8	16.1	17.9	14.4	11.4	13.7	11.6	9.3	9.7	8.9
骨折・転倒	12.5	14.2	13.5	14.9	12.0	10.6	13.5	12.1	15.1	7.5
関節疾患	10.8	18.9	20.3	17.5	6.9	7.2	9.7	5.3	3.8	2.9
心疾患（心臓病）	4.5	7.1	7.5	6.6	3.3	3.3	3.7	2.2	3.5	3.3
呼吸器疾患	2.7	2.6	2.8	2.3	2.7	3.0	2.1	1.6	4.1	4.3
悪性新生物（がん）	2.6	2.6	2.0	3.2	2.7	3.2	3.1	2.1	1.6	2.1
糖尿病	2.5	3.0	2.5	3.4	2.3	1.9	2.9	2.2	1.5	2.9
パーキンソン病	2.3	1.9	0.8	2.9	2.6	2.3	2.8	2.8	3.4	2.0
脊髄損傷	1.5	1.5	0.5	2.4	1.6	1.3	1.9	1.5	0.4	2.8
視覚・聴覚障害	1.4	1.7	1.3	2.0	1.1	0.6	2.0	1.3	-	0.5
その他	9.1	10.3	11.2	9.6	8.1	6.6	7.9	7.2	9.8	14.1
わからない	1.1	1.4	1.4	1.3	0.8	1.2	0.9	0.2	1.5	-
不詳	2.4	3.1	3.1	3.1	0.9	0.7	1.2	0.9	1.9	-

注：1）「総数」には、要介護度不詳を含む。

2）「現在の要介護度」とは、2019（令和元）年6月の要介護度をいう。

用語の説明

- 1 「**世帯**」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「**世帯主**」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。
- 3 「**世帯員**」とは、世帯を構成する各人をいう。
なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。
- 4 「**世帯構造**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯員が1人だけの世帯をいう。
 - (2) 核家族世帯
 - ア 夫婦のみの世帯
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
 - イ 夫婦と未婚の子のみの世帯
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - (3) 三世帯世帯
世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 5 「**世帯類型**」は、次の分類による。
 - (1) 高齢者世帯
65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 - (2) 母子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (3) 父子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 6 「**家族形態**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯に1人だけの場合をいう。
 - (2) 夫婦のみの世帯
配偶者のみと同居している場合をいう。
 - (3) 子と同居
 - ア 子夫婦と同居

イ 配偶者のいない子と同居

未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。

(4) その他の親族と同居

子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。

(5) 非親族と同居

上記(1)～(4)以外で、親族以外と同居している場合をいう。

7 「**児童**」とは、18歳未満の未婚の者をいう。

8 児童のいる世帯における「**母**」とは、世帯内で最も年少の児童(以下「末子」という)の母をいう。なお、表6・図7(8頁)及び統計表第4表・第5表(31頁)では、末子の母のいない世帯を集計対象から除いている。

9 「**仕事あり**」とは、2019(令和元)年5月中に所得を伴う仕事をしてきたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。

(1) 雇用者であって、2019(令和元)年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合(例えば、病気で休んでいる場合)

(2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、2019(令和元)年5月中に事業は経営されていた場合

(3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合

(4) 職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中である場合

なお、「仕事あり」は以下の勤めか自営かの別①～⑩に分類される。

① 一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)

② 一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)

③ 1月以上1年未満の契約の雇用者

④ 日々又は1月未満の契約の雇用者

⑤ 会社・団体等の役員

⑥ 自営業主(雇人あり)

⑦ 自営業主(雇人なし)

⑧ 家族従業者

⑨ 内職

⑩ その他

10 「**正規の職員・従業者**」及び「**非正規の職員・従業者**」は、次の勤め先での呼称の分類による。

(1) 正規の職員・従業者とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。

(2) 非正規の職員・従業者とは、以下の呼称で呼ばれている者をいう。

ア パート、アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。

イ 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。

ウ 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間

の定めのある者をいう。

エ 嘱託

労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

オ その他

上記ア～エ以外の者をいう。

なお、勤め先での呼称は、上記8「仕事あり」を勤めか自営かの別①～⑩に分類したもののうち、役員以外の雇用者である①～④について分類したものである。

- 11 「中央値」とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいう。
- 12 「所得五分位階級」は、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）という。
- 13 「所得の種類」は、次の分類による。
- (1) 稼働所得
- 雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。
- ア 雇用者所得
- 世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。
- なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。
- イ 事業所得
- 世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。
- ウ 農耕・畜産所得
- 世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。
- エ 家内労働所得
- 世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。
- (2) 公的年金・恩給
- 世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額（2つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。
- (3) 財産所得
- 世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。
- (4) 年金以外の社会保障給付金
- ア 雇用保険
- 世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付をいう。
- イ 児童手当等
- 世帯員が受けた児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。
- ウ その他の社会保障給付金
- 世帯員が受けた上記（2）、（4）ア、イ以外の社会保障給付金（生活保護法による扶助など）をいう。ただし、現物給付は除く。
- (5) 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
- ア 仕送り
- 世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。
- イ 企業年金・個人年金等

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。

ウ その他の所得

上記（１）～（４）、（５）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

14 「生活意識」とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が５区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。

15 「可処分所得」とは、所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。

16 「等価可処分所得」とは、下記により算出した所得である。所得のない子ども等を含め、すべての世帯員に割り当てられる。

旧基準：等価可処分所得 ＝ （総所得 － 抛税金） ÷ √世帯人員数

新基準：等価可処分所得 ＝ （総所得 － 抛税金 － 掛金 － その他） ÷ √世帯人員数

		旧 基 準	新 基 準
【所得】			
総所得	当初所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得
	社会保障給付	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金
【支出】			
抛税金等	抛税金	税金	所得税 住民税 固定資産税
		社会保険料	医療保険料 年金保険料 介護保険料 雇用保険料
	掛金		企業年金掛金
	その他		仕送り

- 17 **「貧困率」**とは、OECDの作成基準に基づいて算出した次のものをいう。また、「大人」とは18歳以上の者、「子ども」とは17歳以下の者をいい、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- なお、算出に用いている「所得」には、現金給付として受給した社会保障給付金が含まれるが、社会保障給付金の現物給付等は含んでいない。
- (1) 相対的貧困率
貧困線に満たない世帯員の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（44頁 16「等価可処分所得」を参照。）の中央値の半分の額をいう。
- (2) 子どもの貧困率
17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。
- (3) 「子どもがいる現役世帯」の貧困率
- ア 「大人が一人」の貧困率
現役世帯のうち「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。
- イ 「大人が二人以上」の貧困率
現役世帯のうち「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。
- 18 **「入院者」**とは、病院、診療所又は介護保険施設に入院又は入所している者をいう。
- 19 **「有訴者」**とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけが等で自覚症状のある者をいう。
- 20 **「有訴者率」**とは、人口千人に対する有訴者数をいう。分母となる世帯人員数には入院者を含むが、分子となる有訴者数には、入院者は含まない。
- 21 **「通院者」**とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけがで病院や診療所、あんま・はり・きゅう・柔道整復師に通っている者をいう。
- 22 **「通院者率」**とは、人口千人に対する通院者数をいう。分母となる世帯人員数には入院者を含むが、分子となる通院者には、入院者は含まない。
- 23 **「サプリメントのような健康食品」**とは、健康の維持・増進に役立つといわれる成分を含む、錠剤、カプセル、粉末状、液状などに加工された食品をいい、医薬品（医薬部外品を含む）、生鮮食品、添加物は含まない。また、菓子、調理品等その外観、形状等から一般的に食品として認識されるものは含まない。
- なお、「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」等の表示の有無は問わない。
- 24 **「こころの状態」**には、K6という尺度を用いている。K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。
- 「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をしても骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問について5段階（「まったくない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点））で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとしてされている。
- 25 **「要介護者」**とは、介護保険法の要介護と認定された者（①要介護状態にある65歳以上の

者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの)のうち、在宅の者をいう。

26 「**要支援者**」とは、介護保険法の要支援と認定された者(①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者、②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれのある状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの)のうち、在宅の者をいう。

27 「**要介護度**」とは、「要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年3月14日厚生労働省令第32号)に定められている「要介護認定等基準時間」により分類されたものをいう。

要介護認定等基準時間の分類

- ・直接生活介助－入浴、排せつ、食事等の介護
- ・間接生活介助－洗濯、掃除等の家事援助等
- ・BPSD関連行為－徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- ・機能訓練関連行為－歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- ・医療関連行為－輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

(1) 要支援1

上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

(2) 要支援2

要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

(3) 要介護1

上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

(4) 要介護2

上記5分野の要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当する状態

(5) 要介護3

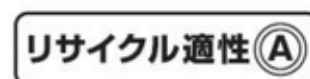
上記5分野の要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当する状態

(6) 要介護4

上記5分野の要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当する状態

(7) 要介護5

上記5分野の要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当する状態



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。